

新市基本計画

(合併市町村基本計画)



七宝・美和・甚目寺町合併協議会

目 次

第1章 序章	1
1 合併の背景	1
2 合併の必要性	2
2-1 地方分権の推進	2
2-2 効率的な行財政運営	2
2-3 少子高齢化の進行	2
2-4 行政と住民とのコミュニケーションの活性化	3
3 計画の位置づけと策定方針	4
3-1 計画の位置づけ	4
3-2 計画策定方針	4
3-3 計画の期間	4
第2章 各町の概況	5
1 位置と地勢	5
2 面積	5
3 歴史・沿革	6
4 人口と世帯数	7
5 日常生活圏	9
6 産業の動向	10
7 土地利用及び生活基盤	13
8 行財政の状況	15
第3章 主要指標の見通し	20
1 人口の推移	20
2 世帯数の推移	21
3 産業別人口の推移	22
第4章 住民の意向	23
1 アンケート調査の実施概要	23
2 調査結果の概要	24
第5章 まちづくりの基本方針	31
1 新市の将来像	31
2 まちづくりの目標	32
3 土地利用の方針	34

第6章 新市の主要施策	37
第1節 新市の主要施策の体系	37
第2節 まちづくりの目標に基づく主要施策	38
1 心身ともに健康で、いきいきと暮らせるまちをつくる	38
1-1 健康づくりを支える各種サービスの充実	38
1-2 多様な福祉サービスの充実	38
1-3 美しい自然環境の保全	39
2 安全が確保され、安心して快適に暮らせるまちをつくる	40
2-1 安全を守る消防・防災体制の充実	40
2-2 安心して暮らせる防犯・交通安全対策の充実	40
2-3 快適で安心して暮らせる生活環境の整備	41
2-4 安全で快適な交通網の整備	41
3 郷土に誇りと愛着を持てる、魅力あるまちをつくる	42
3-1 大切な地域文化の継承と発展	42
3-2 市民の活力を高める生涯学習の推進	42
3-3 次世代の生きる力をはぐくむ教育等の充実	43
4 自らの力で歩み続ける、活力のあるまちをつくる	44
4-1 活力を生む地域産業の振興	44
4-2 持続的な行財政改革の推進	45
5 交流と連携により、一体感のあるまちをつくる	46
5-1 一体感を生む市民協働の推進	46
5-2 お互いの人権を尊重する意識の普及	46
5-3 多様な交流の促進	47
第7章 新市における愛知県事業の推進	48
第8章 公共的施設の適正配置と整備	49
第9章 新市の財政計画	50
1 基本的な考え方	50
2 財政計画	50
2-1 歳入	50
2-2 歳出	51

第1章 序章

1 合併の背景

急速な少子高齢化の進展、市民生活や経済活動の広域化、地方分権の進展、それらに加えて厳しい財政状況下にある地方自治体では、行財政運営のさらなる効率化が必要とされています。住民の行政ニーズは今後さらに多様化・高度化することが予想されており、自治体組織や財政基盤の強化は急務といえます。

行財政基盤の強化策として、「市町村の合併の特例に関する法律（旧合併特例法：平成 17 年 3 月 31 日 期限）」による市町村合併が全国各地で議論され、推進されてきました。さらに、平成 17 年 4 月 施行の「市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法：平成 22 年 3 月 31 日 期限）」により、引き続き市町村合併が進められています。その結果、平成 11 年 3 月末時点で 3,232 あった全国の市町村は、平成 21 年度末には 1,753 となる見込みです。

海部東部周辺においても市町村合併が進められており、愛西市（平成 17 年 4 月 1 日）、清須市（平成 17 年 7 月 7 日）、弥富市（平成 18 年 4 月 1 日）が誕生しています。海部東部でも平成 14 年度以降、市町村合併を巡る動きはありましたが、実現には至らず、単独町政の道を歩んでまいりました。

しかし、今後、さらに地方分権の流れが強まり、行政サービスの多様化・高度化が進むものと考えられます。こうした状況下においても、これまでの住民サービスを維持し、さらに将来にわたって持続していくために、行財政基盤強化への取り組みは避けて通れない状況となっています。

2 合併の必要性

2-1 地方分権の推進

市町村は、住民に身近な基礎自治体として、住民の声を反映した総合的な行政サービスの提供主体として位置付けられます。市町村がこうした役割を果たしていくためには、住民の声を聞くだけでなく、住民とともに意思決定していく協働による地方自治を実現していく必要があります。

そのためには、市町村の規模や能力の向上が不可欠です。合併による市町村の規模の拡大は、自治体のマンパワーの層を厚くし、専門的な人材を確保できる可能性が高まります。今後さらに地域間競争が激化し、行政サービスへのニーズが多様化していく環境下での自治体運営には、合併による規模の拡大が必要と考えられます。

2-2 効率的な行財政運営

国と地方の一体的な構造改革の下、国庫補助金の廃止・縮減や地方交付税の大幅な削減、さらに、地方公共団体財政健全化法が制定されるなど、地方の財政的自立がよりいっそう求められてきています。質の高い行政サービスを継続的に提供できる財政力の確立は、地方分権を推進する上でも必須の条件といえます。合併による自治体規模の拡大は、自治体財政健全化の点からも有効な方策といえます。

2-3 少子高齢化の進行

我が国は、人口減少時代に突入しています。このことは、年少人口（14歳未満）、生産年齢人口（15歳～64歳）の減少と高齢者人口（65歳以上）の増加、すなわち少子高齢化の進行を意味しています。65歳以上の高齢者の割合は、2030年には30%を超えることが予想されています。

少子高齢化の進行は、福祉や医療等のサービスへのニーズを高め、自治体の財政にも影響を及ぼします。こうした状況は今後も続くことが予想されるため、高齢者、障がい者（児）、子ども、子育て家庭など、多様なニーズを持つ全ての住民が安心して生活できる自治体運営の方

策を考えなければなりません。各種サービスの質と量の確保、専門的な人材の確保、サービス提供を支える自治体の財政力向上等をはかるため、合併による自治体の規模の拡大、行財政基盤の充実・強化が必要です。

2-4 行政と住民とのコミュニケーションの活性化

住民の生活環境の変化等は、行政ニーズの多様化・高度化をもたらしています。こうした傾向に適切に対応していくためには、専門的な能力を有する人材の確保による行政サービス水準の向上、行政と住民とのコミュニケーションの活性化による協働の推進などが必要です。合併による自治体規模の拡大は、専門的な人材の確保に有利であるとともに、協働のリーダーとなる人材の確保や育成、人的ネットワークの拡大の好機でもあります。

3 計画の位置づけと策定方針

3-1 計画の位置づけ

この計画は、「市町村の合併の特例等に関する法律」第6条に基づく法定計画として策定する合併市町村基本計画で、新市の一体性の確立及び住民福祉の向上に配慮しつつ、新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を目的として策定するものです。

この計画は、新市のまちづくりの方向を示すものであり、詳細かつ具体的な施策や事業等については新市で策定する総合計画に委ねるものとします。

3-2 計画策定方針

次の3つの視点を、この計画の基本的な策定方針とします。

■新市全体の視点から、総合的なまちづくりを推進する

3町がそれぞれ抱える主要な政策課題を、新市全体の視点から改めて検討するとともに、地域の独自性・自主性を尊重しながら総合的かつ効果的にまちづくりを進めます。

■新市の一体性の確立をめざす

新市における一体性を速やかに確立するとともに、住民福祉の向上等を図ります。

■持続的で均衡ある発展をめざす

3町がそれぞれ有する地域の特性を生かして、持続可能で均衡ある発展を図ります。

3-3 計画の期間

この計画の期間は、合併年度及びそれに続く10年間（平成21年度～平成31年度）とします。

第2章 各町の概況

1 位置と地勢

3町の区域は、愛知県西部に位置し、南東部は名古屋市と大治町に隣接しています。また、北部は稲沢市に、東部は清須市に、西部は津島市及び愛西市に、南部は蟹江町にそれぞれ接しています。

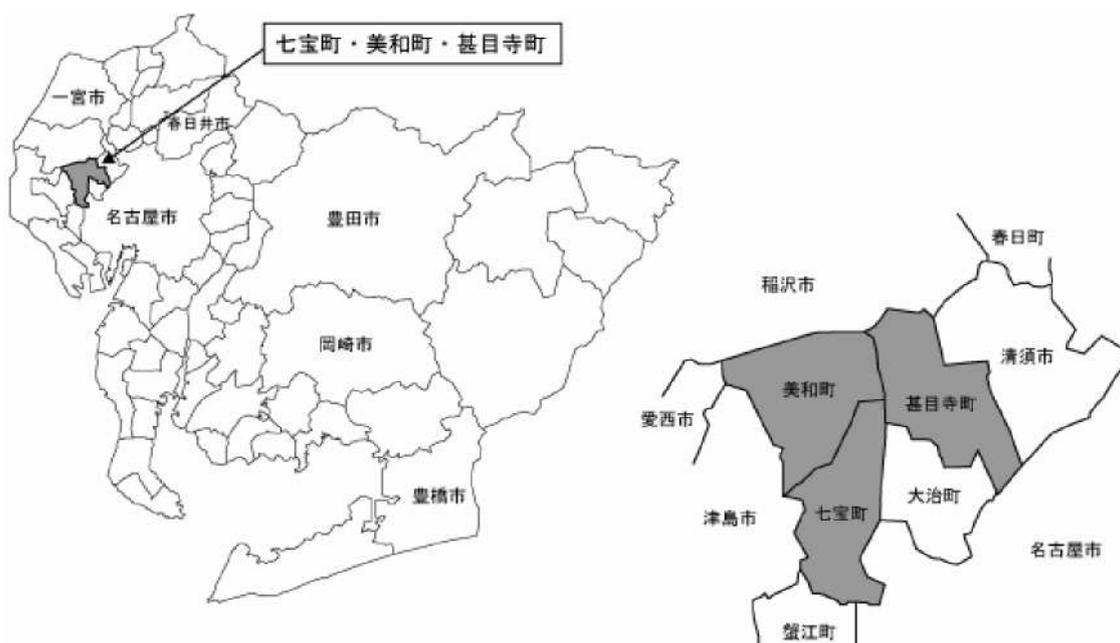
地層的には、木曾川水系や庄内川水系によって形成された沖積層が厚く、肥沃な土壌となっています。一方で軟弱な地盤のため、地震発生時の危険性が高い地域であるとも言えます。

地勢は濃尾平野南東部にあり、ほぼ全域が海拔ゼロメートル地帯となっています。広大な平坦地に河川・水路が広がり、田園風景など自然景観に恵まれています。

2 面積

3町の総面積は27.59km²で、愛知県内の市町村では江南市に次いで第37位の広さとなります。

図 3町の位置



3 歴史・沿革

七宝町は、江戸時代末期からの地場産業である七宝焼（尾張七宝）で全国的に有名です。明治 39 年（1906 年）に 3 か村が合併して七宝村となり、昭和 41 年（1966 年）に町制施行し、現在に至ります。

美和町は、蜂須賀小六、福島正則など、戦国時代に活躍した武将を数多く輩出しています。明治 39 年（1906 年）に 3 か村が合併して美和村となり、昭和 33 年（1958 年）に町制施行し、現在に至ります。

甚目寺町は、町名の由来でもある甚目寺観音（鳳凰山甚目寺）や、漬物まつり（香の物祭り）で知られる萱津神社など古くからの社寺が多く散在しています。明治 39 年（1906 年）に 7 か村が合併して甚目寺村となり、昭和 7 年（1932 年）に町制施行しました。この間、明治 43 年（1910 年）には廻間地区が清洲町（現清須市）に編入され、また、昭和 18 年（1943 年）には土田・上条地区が清洲町に編入され、現在の町域となっています。

3 町ともに歴史的資源を多く有し、国・県・町指定文化財が合計 27 件あります。その他にも社寺や古い町並み、蓮華寺の二十五菩薩来迎会や萱津神社の香の物祭り、甚目寺観音の節分など伝統文化が多く残されています。

4 人口と世帯数

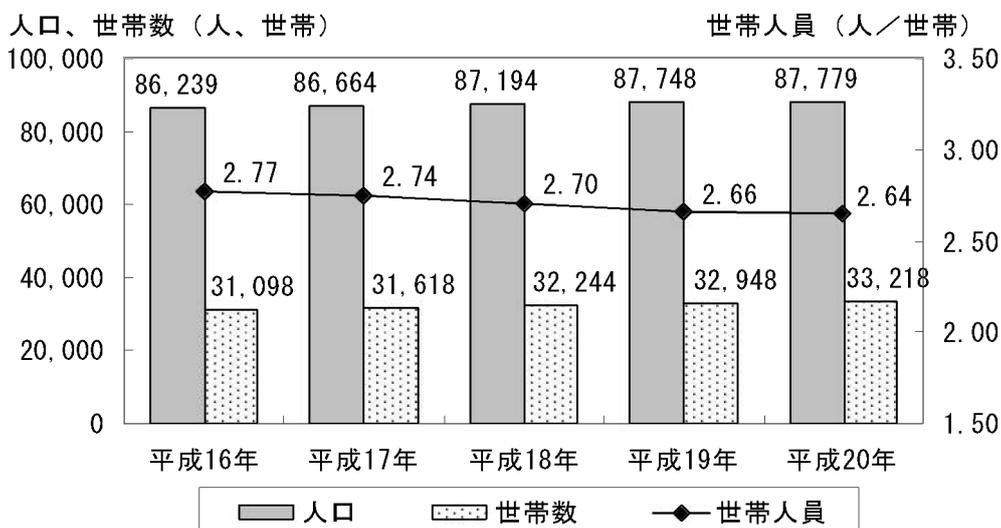
平成20年10月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録によると、3町の人口は87,779人、世帯数は33,218世帯となっています。人口・世帯数ともに微増で推移しており、平成16年と平成20年とを比較すると、人口は1.8%の増加、世帯数は6.8%の増加となっています。町別にみると、甚目寺町の伸び率が、人口は3.6%の増加、世帯数は8.5%の増加と大きくなっています。

1世帯あたりの世帯人員は減少を続け、平成20年には2.64人となっており、単身世帯、夫婦のみ世帯の増加がうかがえます。

表 人口・世帯数・世帯人員の推移

		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
人口	七宝町	23,195	23,181	23,200	23,239	23,324
	美和町	24,320	24,419	24,362	24,391	24,338
	甚目寺町	38,724	39,064	39,632	40,118	40,117
	合計	86,239	86,664	87,194	87,748	87,779
世帯数	七宝町	8,166	8,248	8,335	8,487	8,599
	美和町	8,439	8,583	8,693	8,834	8,891
	甚目寺町	14,493	14,787	15,216	15,627	15,728
	合計	31,098	31,618	32,244	32,948	33,218
世帯人員 (人/世帯)		2.77	2.74	2.70	2.66	2.64

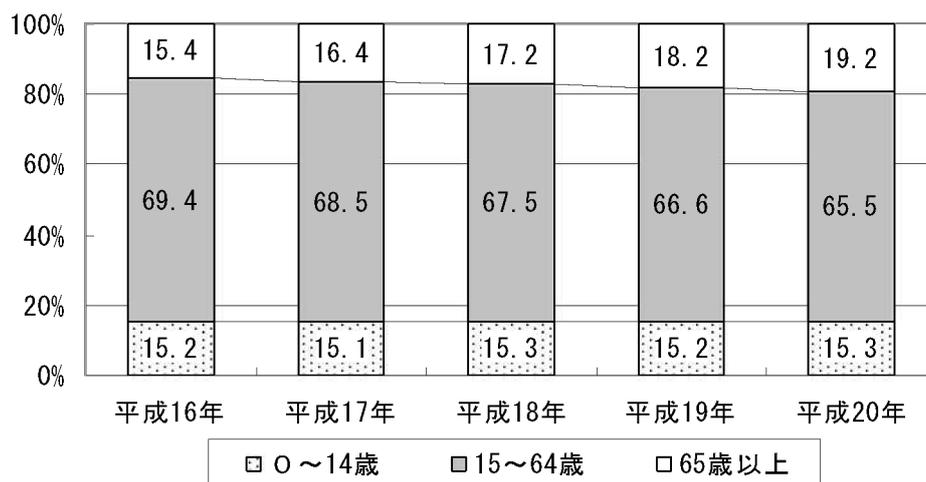
図 人口・世帯数・世帯人員の推移



資料：住民基本台帳及び外国人登録（各年10月1日現在）

年齢3区分別人口の構成比の平成16年以降の推移をみると、年少人口（0～14歳）の割合は横ばい、生産年齢人口（15～64歳）の割合は減少、老年人口（65歳以上）の割合（高齢化率）は増加、という傾向がみられます。平成20年の高齢化率は19.2%となっており、愛知県の平均値（19.2%；総務省推計）と同じとなっています。

図 年齢3区分別人口の構成比の推移



資料：住民基本台帳及び外国人登録（各年10月1日現在）

5 日常生活圏

①通勤・通学

通勤・通学の状況を見ると、通勤・通学先は、3町の町域内が38.1%、名古屋市が32.3%となっています。自分の住んでいる町内への通勤・通学者は3町とも約3割となっており、町外の通勤・通学先として名古屋市がおよそ半分を占めています。

表 通勤・通学者（15歳以上）の状況

		通勤・通学先（%）					通勤・通学者 総数(15歳以上)
		七宝町	美和町	甚目寺町	3町計	名古屋市	
常駐地	七宝町	31.0	2.8	2.5	36.3	35.7	12,624人
	美和町	2.7	31.9	4.0	38.7	28.9	13,629人
	甚目寺町	1.4	2.0	35.4	38.7	32.4	21,445人
	計				38.1	32.3	47,698人

資料：平成17年国勢調査

②買物状況

買物（買回品の購入）の状況を見ると、甚目寺町は自町内での購買率が第1位となっていますが、七宝町は名古屋市、美和町は稲沢市での購買率が第1位となっています。次いで、七宝町は自町内、美和町・甚目寺町は名古屋市での購買率が高くなっています。その他、大型ショッピングセンターが吸引力となって、七宝町・美和町では津島市、甚目寺町では稲沢市とのつながりもみられます。

表 買い物の状況

	買回品※の購入先（%）				
	1位	2位	3位	4位	5位
七宝町	名古屋市 64.9	七宝町 12.9	津島市 6.3	稲沢市 4.2	甚目寺町 3.4
美和町	稲沢市 29.8	名古屋市 24.6	津島市 17.5	美和町、甚目寺町 8.9	
甚目寺町	甚目寺町 33.9	名古屋市 32.2	稲沢市 20.3	清須市 4.4	津島市 1.1

資料：愛知県日常生活と周辺市町村との関わりに関するアンケート調査（平成20年）

※買回品：紳士服、婦人服、レジャー・スポーツ用品、電気製品

6 産業の動向

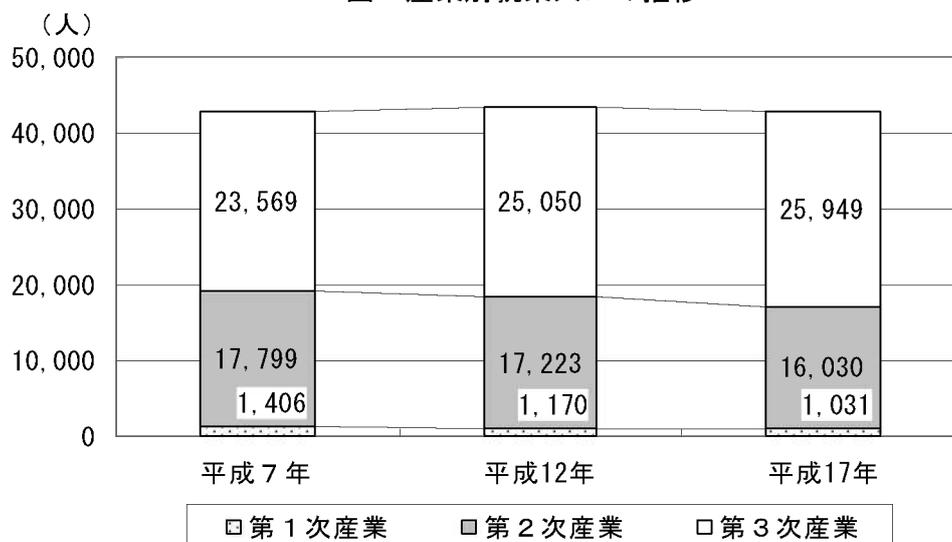
①産業構造

国勢調査によると、平成17年の就業者数（産業分類不詳者を除く）は43,010人であり、第1次産業が1,031人（2.4%）、第2次産業が16,030人（37.3%）、第3次産業が25,949人（60.3%）となっています。10年前の平成7年と比べると、第1次・第2次産業の就業者が減少し、第3次産業の就業者が増加しています。

表 産業別就業人口の推移

		平成7年	平成12年	平成17年
就業者数（人）		42,774	43,443	43,010
第1次産業	人数（人）	1,406	1,170	1,031
	割合（%）	3.3	2.7	2.4
第2次産業	人数（人）	17,799	17,223	16,030
	割合（%）	41.6	39.6	37.3
第3次産業	人数（人）	23,569	25,050	25,949
	割合（%）	55.1	57.7	60.3

図 産業別就業人口の推移



資料：国勢調査

②農業

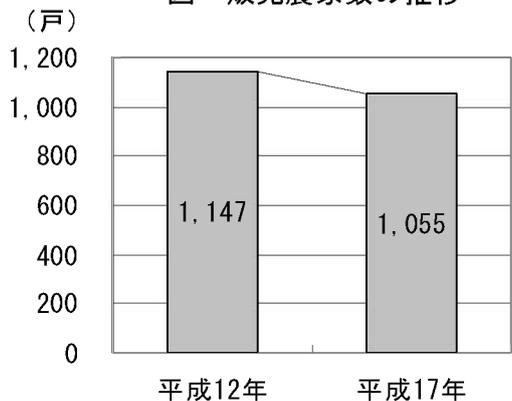
3町は肥沃な土壌を活かし、水稻のほか、七宝町では水菜、美和町ではネギ、甚目寺町では小松菜等の野菜を多く出荷しています。

農林業センサスによると、平成17年の3町の販売農家数は1,055戸で、愛知県内では13位の戸数の多さとなります。しかし、平成12年と比べると、92戸（8.0%）減少しています。

耕地面積調査によると、平成20年の3町の耕地面積は956haとなっています。平成16年から19年までは横ばいで推移してきましたが、平成20年は19年に比べて72ha（7.0%）減少しています。

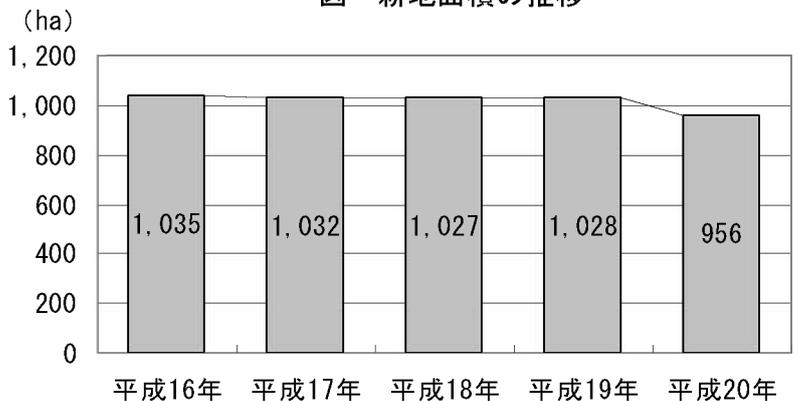
生産農業所得統計によると、平成18年の3町の農業産出額は16億円ですが、平成15年以降は減少を続けており、減少の度合いが近年大きくなってきています。

図 販売農家数の推移



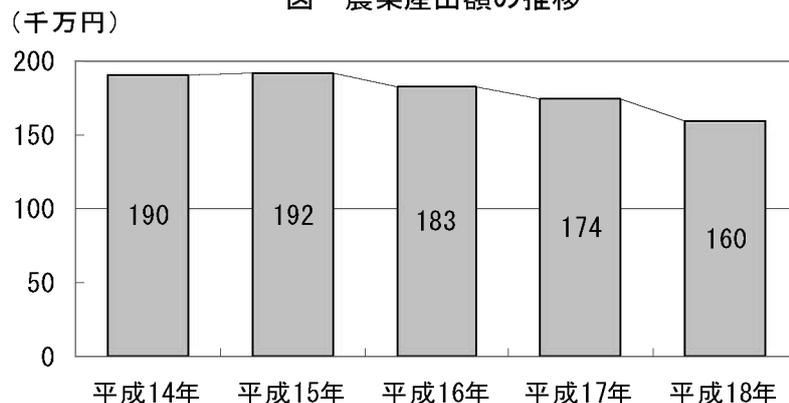
資料：農林業センサス

図 耕地面積の推移



資料：耕地面積調査

図 農業産出額の推移



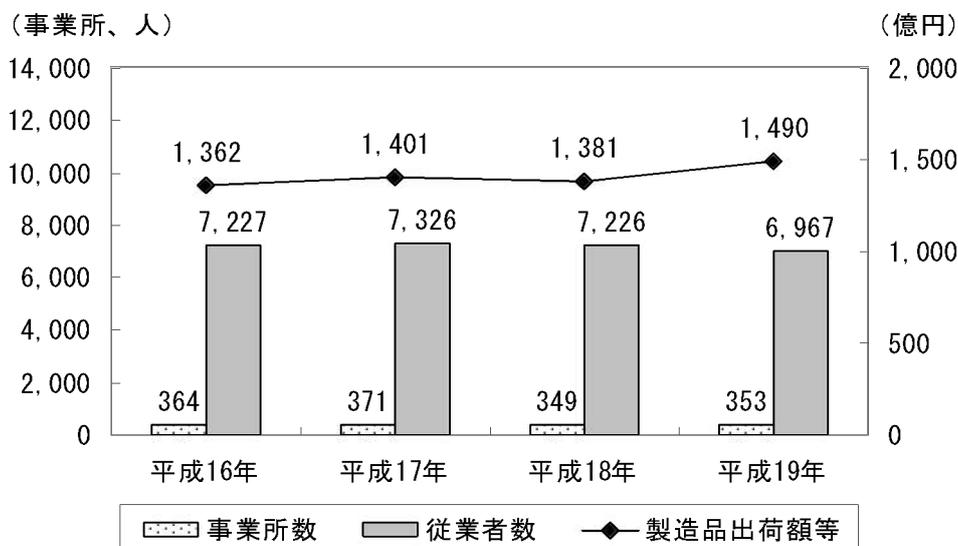
資料：生産農業所得統計

③工業

平成 19 年における3町の事業所数（従業員4人以上）は 353 事業所で、従業者数は 6,967 人となっています。製造品出荷額等は 1,490 億円で、平成 18 年と比較すると 109 億円（7.9%）増加しています（美和町の増加分 123 億円が影響しています）。

3町の製造品出荷額等が愛知県総額（47 兆 4,827 億円）に占める割合は 0.31%であり、人口規模に比べると工業生産規模が県内に占める割合は小さいものとなっています。

図 事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移（工業）



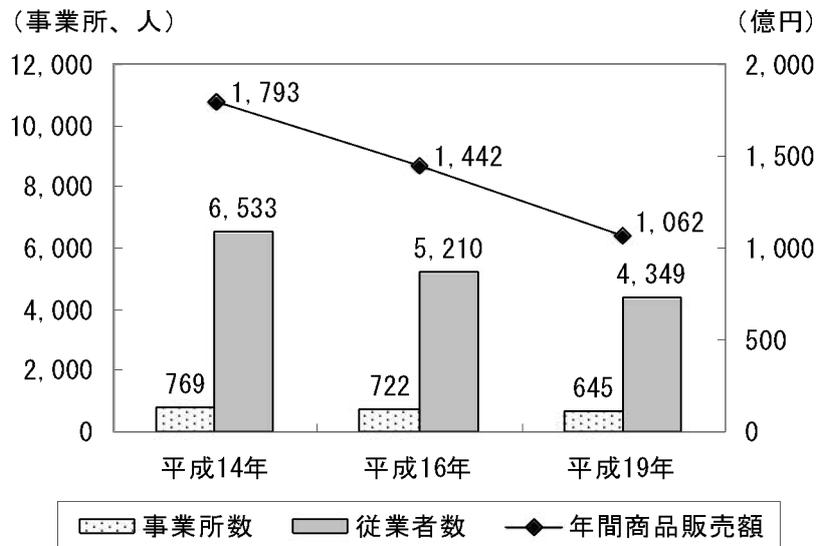
※ 4人以上の事業所

資料：工業統計（各年末現在）

④商業

平成 19 年における卸売・小売業の事業所数は 645 事業所、年間商品販売額は 1,062 億円で、平成 16 年と比較すると、事業所数は 10.7%減少、年間商品販売額は 26.3%減少しています。3町内には大型商業施設がないことから、県内の年間商品販売総額に占める割合は 0.25%と低い水準になっています。

図 事業所数、従業者数、年間商品販売額の推移（卸売業・小売業）



資料：商業統計

7 土地利用及び生活基盤

①土地利用

3町の地域は、名古屋周辺部にありながら、農用地（37.2%）、河川水路（8.4%）、道路（17.2%）、宅地（35.4%）の行政面積に占める割合が愛知県全体の値と比べて高く、緑や水辺などの豊かな自然環境と住宅地とが調和した田園都市を形成しています。

表 地目別土地利用面積（平成18年）

	総面積	農用地	森林原野	河川水路	道路	宅地	その他
3町計 (ha)	2,758	1,027	-	233	475	977	46
(%)	100.0	37.2	-	8.4	17.2	35.4	1.7
愛知県 (%)	100.0	16.2	42.6	4.7	8.9	17.6	10.1

資料：愛知県企画振興部土地水資源課「土地に関する統計年報平成19年版」

②交通条件

交通網をみると、東名阪自動車道が通過し、高速交通基盤との接続性が高く、広域的な移動について十分な利便性が確保されています。県道は3町すべてを通過する甚目寺佐織線など12路線あり、日常生活圏域の移動のための主要道路となっています。さらに、鉄道、バス路線があり、通勤・通学者の重要な交通手段となっています。

町道は、改良率・歩道延長比率が県平均と比べても低く、歩行者等の安全確保の面では一層の整備が求められます。

表 道路の整備状況（平成18年4月1日現在）

	実延長 (km)	規格改良 済延長 (km)	改良率 (%)	舗装済 延長 (km)	舗装率 (%)	歩道延長 (km)	歩道延長 比率 (%)
3町計	593	271	45.7	507	85.5	30	5.1
愛知県	43,408	26,825	61.8	38,362	88.4	7,487	17.2

資料：愛知県総務部市町村課「市町村行財政のあらまし（平成18年12月）」

③都市基盤

都市基盤の整備状況をみると、公共下水道普及率（0%）、1人あたりの都市公園面積（0.69㎡）は、県内の平均値と比べると低い水準にあります。

表 都市基盤の整備状況

	下水道普及率 (%)	都市公園		
		箇所数	面積 (ha)	1人当たり面積 (㎡)
3町計	-	22	6	0.69
愛知県	69.0 ※H20末	4,052	5,078	7.00

資料：愛知県企画振興部土地水資源課「土地に関する統計年報平成19年版」、愛知県建設部下水道課資料

8 行財政の状況

①行政運営状況

平成 19 年 4 月現在の 3 町の職員数は、七宝町 141 人、美和町 169 人、甚目寺町 258 人となっています。人口千人あたりの職員数は、七宝町 6.17 人(県内 63 市町村中 62 位)、美和町 7.05 人(同 53 位)、甚目寺町 6.69 人(同 58 位)となっており、3 町とも少ない職員数で行政運営をしているため、1 人の職員が多くの仕事を兼任している現状です。

平成 20 年 4 月現在の公共施設の状況をみると、七宝町内に防災拠点や集会の場・公園等がない現状となっています。

表 公共施設の状況（平成 20 年 4 月 1 日現在）

区 分		七宝町	美和町	甚目寺町
①福祉・保健・医療	保育所	1	2	6
	児童館	1	1	4
	児童遊園	28		21
	障がい者福祉施設		1	
	老人福祉施設	2	1	5
	保健センター	1	1	2
	病院			
その他				
②体育施設	体育館	1		1
	グラウンド	2	2	1
	プール	1	1 (休止)	1 (休止)
	ゲートボール	2	1	2
	庭球	1	1	1
③文化	文化会館		1	
	図書館		1	
	資料館	1 (休館)	1	1
	公民館	1	1	1
④教育	小学校	4	4	4
	中学校	2	1	2
	学校給食センター	1	1	1
⑤防災	防災センター		1	5
⑥集会	コミュニティセンター		1	3
⑦公園	都市公園		5	17
	その他の公園		13	8
⑧産業	産業会館	1		1
⑨その他	その他	アートヴィレッジ	情報ふれあいセンター	人権ふれあいセンター

※複合施設は重複計上している。

※病院については、東部 4 町で共同経営する公立尾陽病院が甚目寺町にある。

※消防については、東部 4 町で構成する海部東部消防組合で対応している。

②財政状況

3町が合併した場合の標準財政規模は、約135億円となります。

現在の財政の状況をみると、各町とも財政危機の典型的な現れ（実質収支の赤字、公債費負担比率20%以上、経常収支比率100%以上という極端な悪化、借入金残高の極端な膨張など）が目立って顕在化している状況ではありません。しかし、今後、歳入においては、自主財源である町税の大幅な増収は見込まれず、国等からの地方交付税や補助金も減額されていくことが明らかです。一方で、道路や下水道など社会基盤の整備や維持管理に多くの経費が必要であり、高齢化の進行により福祉サービス経費の増大も見込まれるなど、3町とも財政運営にあたっては、さらに厳しい環境に立たされるものと考えられます。

表 主要財政指標

区 分	七宝町	美和町	甚目寺町
標準財政規模（百万円）	3,840	4,030	5,595
財政力指数 H19 単年度	0.791	0.796	0.958
財政力指数（H17～H19 平均）	0.791	0.770	0.925
自主財源比率（%）	65.1	62.4	67.3
経常収支比率（%）	87.4	88.9	77.1
実質収支比率（%）	8.9	7.2	12.0
義務的経費比率（%）	38.6	39.2	34.3
公債費負担比率（%）	8.9	11.6	7.8
実質公債費比率（%）	5.9	8.1	6.1

資料：平成19年度地方財政状況調査

最近10年間の財政状況にみる3町共通の課題は以下のとおりです。

○歳入

税収・地方交付税の減少分を、臨時財政対策債、減税補てん債という特例地方債により補てんしています。また、一般財源総額がこの10年間ほとんど伸びていません。

○歳出

扶助費、繰出金、公債費、補助費等が年々増加しています（特に扶助費、繰出金が大幅に増加）。また、積立金現在高が減少し、地方債現在高が大幅に増加しています。

表 平成 19 年度決算状況

単位：百万円

区 分		七宝町	美和町	甚目寺町	合 計	
歳 入	町税	2,745	2,852	5,009	10,606	
	譲与税・交付金等	341	460	682	1,483	
	地方交付税※	975	997	848	2,820	
	国県支出金	522	726	1,385	2,633	
	繰入金 A	58	451	917	1,426	
	うち 財政調整基金	0	150	767	917	
	うち その他の基金	0	254	65	319	
	繰越金	366	338	877	1,581	
	その他の収入	435	322	604	1,361	
	町債	93	201	689	983	
	①歳入合計	5,535	6,347	11,011	22,893	
うち 一般財源	4,603	4,906	8,268	17,777		
歳 出	義 務 的 経 費	人件費	987	1,164	1,826	3,977
		扶助費	610	643	1,041	2,294
		公債費	412	568	662	1,642
		小 計	2,009	2,375	3,529	7,913
	投資的経費	420	741	2,024	3,185	
	繰出金	623	656	891	2,170	
	補助費等	985	982	1,005	2,972	
		うち 一部事務組合負担金	602	616	453	1,671
	積立金 B	119	173	667	959	
		うち 財政調整基金	116	157	655	928
		うち その他の基金	3	16	12	31
その他の経費	1,046	1,130	2,164	4,340		
②歳出合計	5,202	6,057	10,280	21,539		
うち 一般財源	4,250	4,616	7,537	16,403		
基金増減 (B - A)		61	▲278	▲250	▲467	

資料：平成 19 年度地方財政状況調査

※地方交付税は臨時財政対策債を含む。

【財政についての用語解説】

扶助費

社会保障制度の一環として、地方公共団体が各種の法令に基づき、被扶助者に対してその生活を維持するために支出される経費。

繰出金

他会計、基金への繰り出しに要する経費。

公債費

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額をいう。

投資的経費

道路、橋梁、公園、学校等の建設など社会資本の整備に要する経費。

地方交付税

地方公共団体の税源の不均衡を調整することによって、地方税収入の少ない団体にも財源を保障し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるように、国税5税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付するもので、普通地方交付税と特別地方交付税がある。

一般財源

地方公共団体の財源のうち、その用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるもの。地方税、地方交付税、地方譲与税等が該当する。

地方債現在高

市町村が建設事業等の財源を調達するために資金を借り入れる長期的な借金残高をいう。

減税補てん債

恒久的な減税等による地方公共団体の減収額を埋めるために地方財政法5条の特例として発行される地方債。

臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法5条の特例として発行される地方債。

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示すもの。地方税法に定める法定普通税を、標準税率により地方交付税法で定める方法で算定した標準税収入額に、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、交通安全対策特別交付金を加え、さらに普通交付税を加算して算定される。

財政力指数

地方公共団体の財政力の強弱を示す指数で、1に近い（あるいは1を超える）ほど財政に余裕があるとされている。

自主財源比率

歳入に占める自主財源の割合をみることにより、財政基盤の安定性及び行政活動の自立性を判断する指標。一般的には、財政運営の自主性向上の観点から、自主財源の割合が高いほど望ましい。

経常収支比率

人件費、扶助費などの経常的経費に、町税などを中心とする経常的収入がどの程度充当されるかをみることにより、財政構造の弾力性を判断する指標。比率が低いほど、弾力性が大きいことを示す。

実質収支比率

実質収支の額の適否を判断する指標であり、標準財政規模に対する実質収支額の割合で示される。実質収支が黒字の場合は正の数、赤字の場合は負の数で表される。

義務的経費比率

義務的経費とは、地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務付けられ任意に節約できない経費で、通常、人件費・扶助費・公債費の3つの費目をいい、極めて硬直性の強い経費といえる。義務的経費比率とは、その義務的経費が歳出全体に占める割合をいい、数値が高いほど財政の硬直化を示す。

実質公債費比率

公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標として、実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合を表す比率。当該年度元利償還金に公営企業の公債費への一般会計繰出金、一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの等の公債費類似経費を算入している。当該比率が18%を超えると協議団体から許可団体へ移行する。

公債費負担比率

一般財源総額に対する公債費に充当された一般財源の割合をいい、その比率が高いほど財政運営の硬直性が高まっていることを示す。一般的には、財政運営上15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。

第3章 主要指標の見通し

1 人口の推移

新市の将来人口をコーホート要因法※で推計すると、平成21年から26年にかけての5年間は微増（0.7%）、平成26年から31年にかけての5年間は微減（0.6%）の傾向を示すことが見込まれます。10年間ではほぼ横ばいの推移が見込まれ、平成31年の総人口は88,185人となることを見込まれます。

年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）は毎年減少していくことを見込まれます。生産年齢人口（15～64歳）も減少していくことを見込まれますが、平成29年を境に増加に転じ、割合も平成28年を境に上昇していくことを見込まれます。老年人口（65歳以上）は平成30年まで増加していくことを見込まれ、高齢化率は平成21年の20.1%から平成31年には25.7%へと上昇することを見込まれます。

※コーホート要因法：同年（または同期間）に出生した集団（＝コーホート）について、死亡や転入・転出による移動によって生じる人口の変化を勘案して人口推計を行う方法。

図 総人口・年齢3区分別人口の将来推移

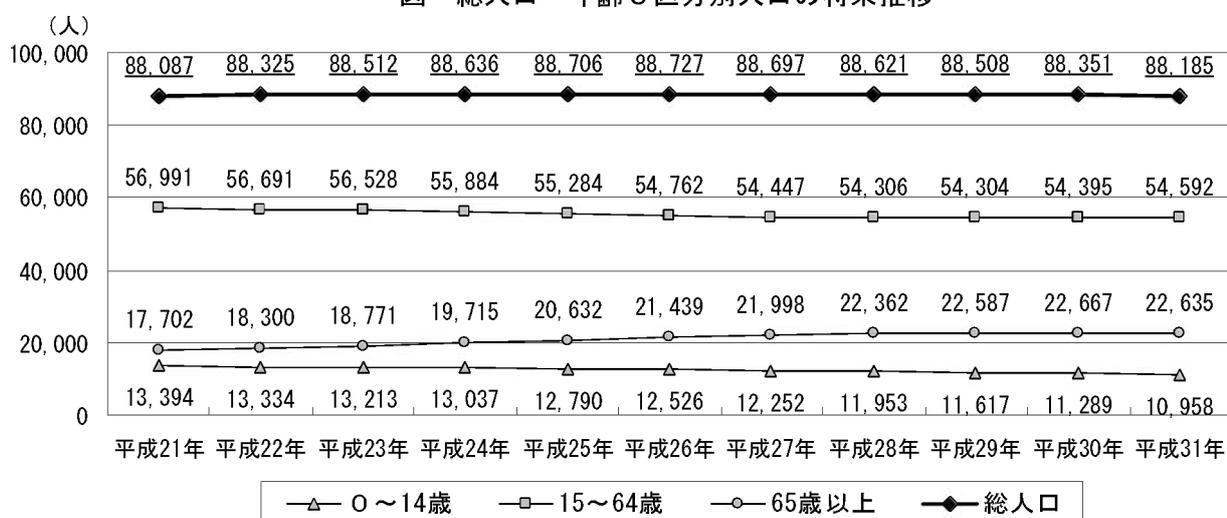
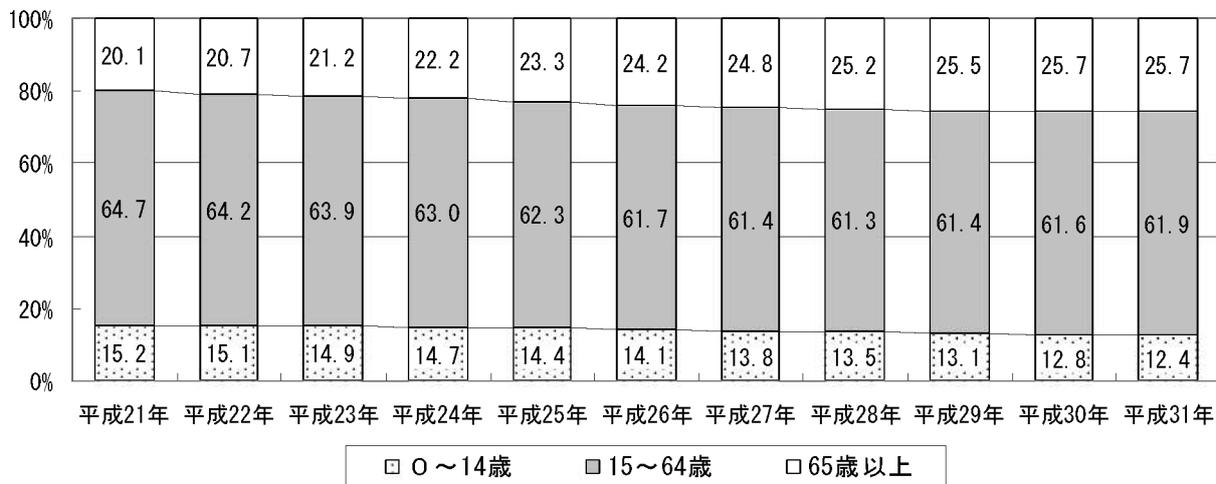


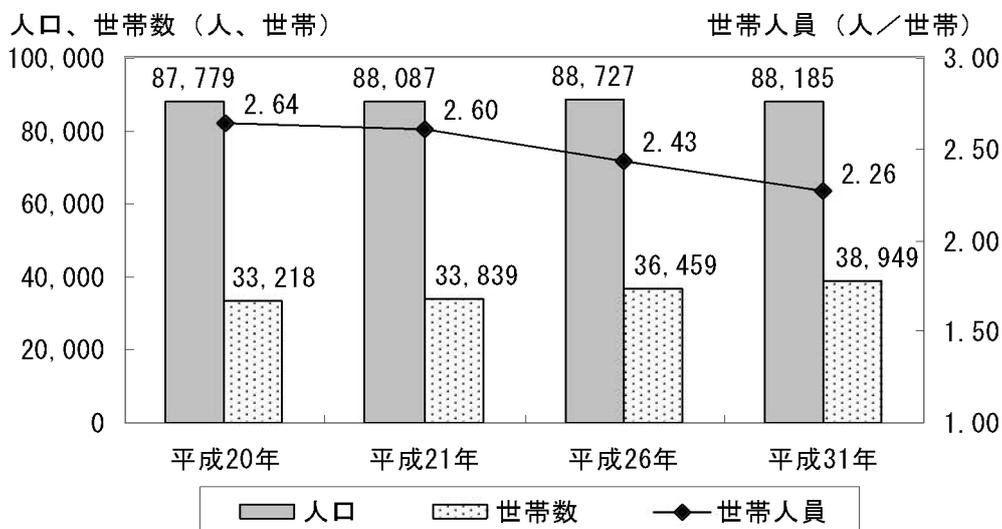
図 年齢3区分別人口の構成比の将来推移



2 世帯数の推移

世帯数は、人口の伸び率以上に増加していく傾向を見せていることから、世帯人員が減少していくものとして推計を行い、それに将来人口を掛け合わせて世帯数の推計を行いました。平成31年の世帯人員は2.26人、世帯数は38,949世帯と見込まれます。

図 世帯数・世帯人員の将来推移



※平成20年の数値は実績値（平成20年10月1日現在の住民基本台帳及び外国人登録）

3 産業別人口の推移

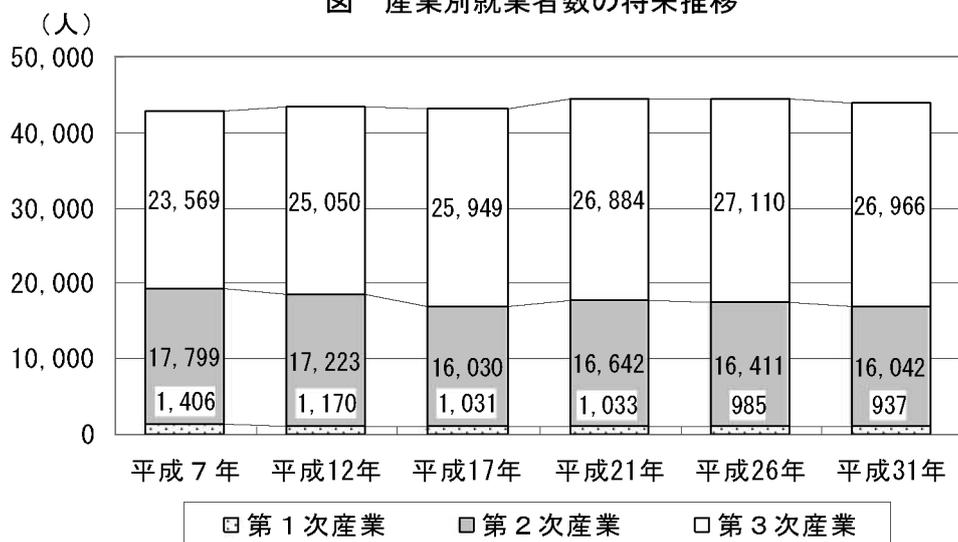
国勢調査における総人口に占める就業者数（分類不詳者を除く）の割合の傾向から将来の就業者率を推計すると、就業者率は少しずつ減少することが見込まれ、平成31年には49.8%となることを見込まれます。この就業者率に将来人口を掛け合わせて就業者数を算出すると、平成31年の就業者数は43,945人となることを見込まれます。

さらに産業3分類別の就業者率を過去の傾向から推計し、これに将来就業者数を掛け合わせて産業別就業者数を算出すると、第1次産業就業者数は微減、第2次産業就業者数は横ばい、第3次産業就業者数は微増、という傾向となることを見込まれます。

表 産業別就業者数・就業率の将来推移

		平成7年	平成12年	平成17年	平成21年	平成26年	平成31年
総人口（人）		78,678	82,321	85,307	88,087	88,727	88,185
就業者数（人）		42,774	43,443	43,010	44,559	44,506	43,945
就業者率（%）		54.4	52.8	50.4	50.6	50.2	49.8
第1次産業	人数（人）	1,406	1,170	1,031	1,033	985	937
	割合（%）	3.3	2.7	2.4	2.3	2.2	2.1
第2次産業	人数（人）	17,799	17,223	16,030	16,642	16,411	16,042
	割合（%）	41.6	39.6	37.3	37.3	36.9	36.5
第3次産業	人数（人）	23,569	25,050	25,949	26,884	27,110	26,966
	割合（%）	55.1	57.7	60.3	60.3	60.9	61.4

図 産業別就業者数の将来推移



※平成7年・12年・17年の数値は実績値（国勢調査）

第4章 住民の意向

1 アンケート調査の実施概要

3町の合併を控え、まちづくりに関する満足度や新市において優先すべき施策などについての住民の意識を把握し、新市の進むべき方向性を考えるため、以下のようにアンケート調査を実施しました。

- 調査地域 3町（七宝町、美和町、甚目寺町）全域
- 調査対象 平成21年5月現在に3町に在住する20歳以上の人
- 配布数 4,000人
- 抽出方法 無作為抽出
- 調査方法 郵送による配布・回収
- 調査時期 平成21年5月
- 有効回収数 2,226票（55.7%）
- 主な調査項目
 - ・まちづくりに関する満足度
 - ・まちづくりに関する重要度
 - ・新市が目指すべきまちづくりの基本的な方向性
 - ・新市のまちづくりのキーワード
 - ・合併に期待すること
 - ・合併に際して不安に感じていること

2 調査結果の概要

①現在のまちづくりに関する満足度

現在のまちづくりについてどの程度満足しているかを、「満足」「ほぼ満足」「普通」「やや不満」「不満」の5段階評価でたずねました。

それぞれの項目について、まず『満足』度を「満足」と「ほぼ満足」の割合の合計でみると、上位5項目は、「ごみ減量やりサイクルなどの環境対策」、「図書館・公民館・文化ホール等の文化施設の整備」、「健康診断や生活習慣病予防などの健康づくり」、「消防・救急体制の充実」、「保育や児童福祉などの子育て支援」となっています。

続いて、『不満』度を「やや不満」と「不満」の割合の合計でみると、上位5項目は、「下水道・排水路の整備」、「駅前などの拠点整備」、「商店街の活性化などの商業の振興」、「企業誘致などの産業の振興」、「鉄道やバスなどの公共交通機関」となっています。これらの比率は5～6割となっており、満足度の上位項目より割合が高くなっています。

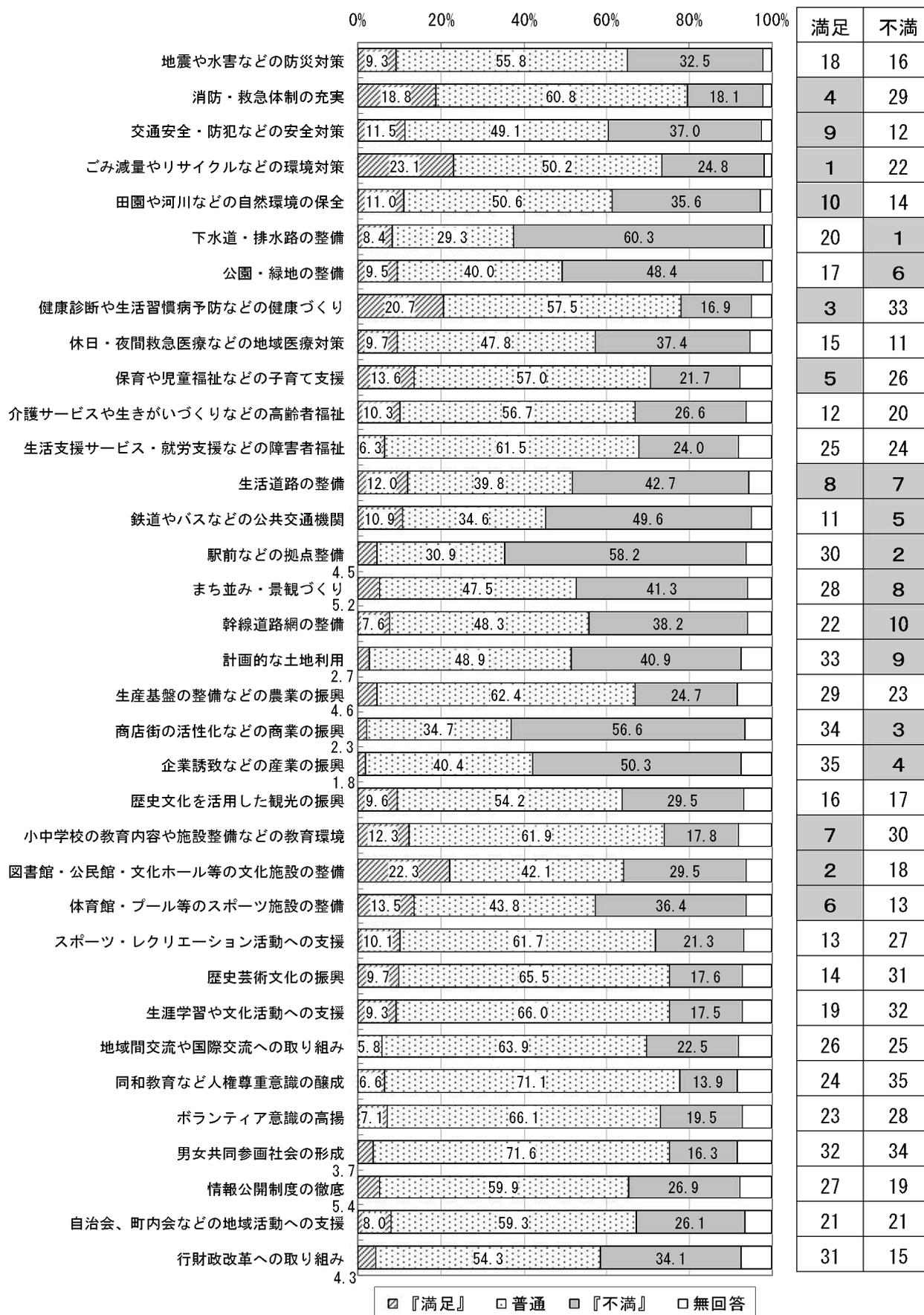
表 『満足』度（「満足」＋「ほぼ満足」の割合の合計）の上位5項目

順位	項目	満足度
1位	ごみ減量やりサイクルなどの環境対策	23.1%
2位	図書館・公民館・文化ホール等の文化施設の整備	22.3%
3位	健康診断や生活習慣病予防などの健康づくり	20.7%
4位	消防・救急体制の充実	18.8%
5位	保育や児童福祉などの子育て支援	13.6%

表 『不満』度（「やや不満」＋「不満」の割合の合計）の上位5項目

順位	項目	不満度
1位	下水道・排水路の整備	60.3%
2位	駅前などの拠点整備	58.2%
3位	商店街の活性化などの商業の振興	56.6%
4位	企業誘致などの産業の振興	50.3%
5位	鉄道やバスなどの公共交通機関	49.6%

図 まちづくり（35施策）の『満足』度・『不満』度とその順位



続いて、「満足」を+2点、「やや満足」を+1点、「普通」を0点、「やや不満」を-1点、「不満」を-2点として各項目について加重平均を計算し、「満足度の平均ポイント」として算出しました。平均ポイントは+2に近いほど満足であることを、-2に近いほど不満であることを示し、各項目について全体の平均的な満足度を示す重要な指標となります。

満足度の平均ポイントが0を上回っている項目は、「健康診断や生活習慣病予防などの健康づくり」(0.04)と「消防・救急体制の充実」(0.00)のみであり、全体的に不満度の高い項目が多くなっています。

満足度の平均ポイントの下位5項目は下表の通りで、不満度の上位5項目と同じ順位となっています。

表 満足度の平均ポイントの下位5項目

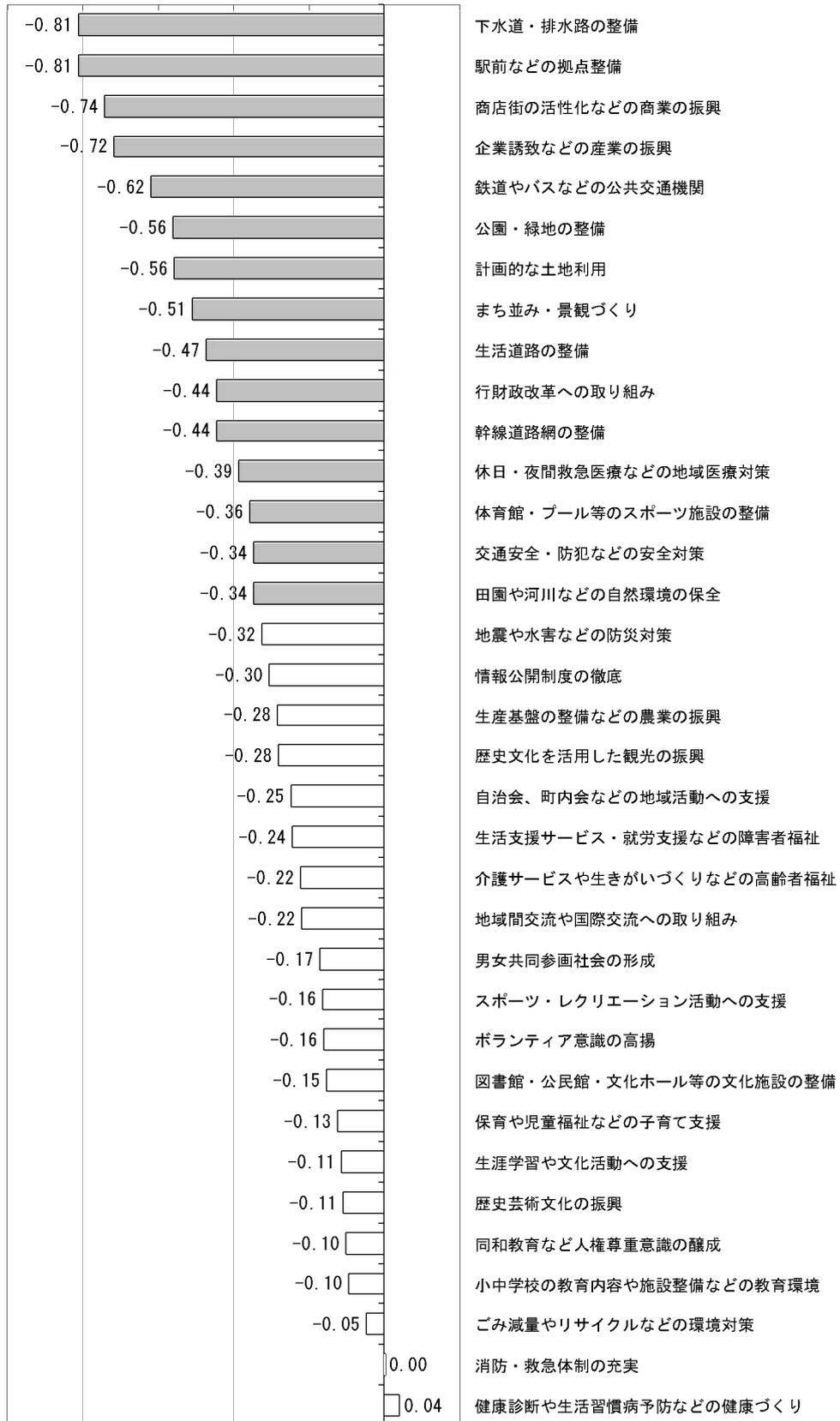
順位	項目	満足度の平均ポイント
1位	下水道・排水路の整備	-0.81
2位	駅前などの拠点整備	-0.81
3位	商店街の活性化などの商業の振興	-0.74
4位	企業誘致などの産業の振興	-0.72
5位	鉄道やバスなどの公共交通機関	-0.62

また、満足度の平均ポイントの全項目の平均は、-0.33となっています。平均ポイントの低い順に項目を並べたグラフを次頁に示します(灰色の棒は平均未満であることを示します)。

図 まちづくりに関する満足度の平均ポイント

不満 ← 【満足度の平均ポイント】 → 満足

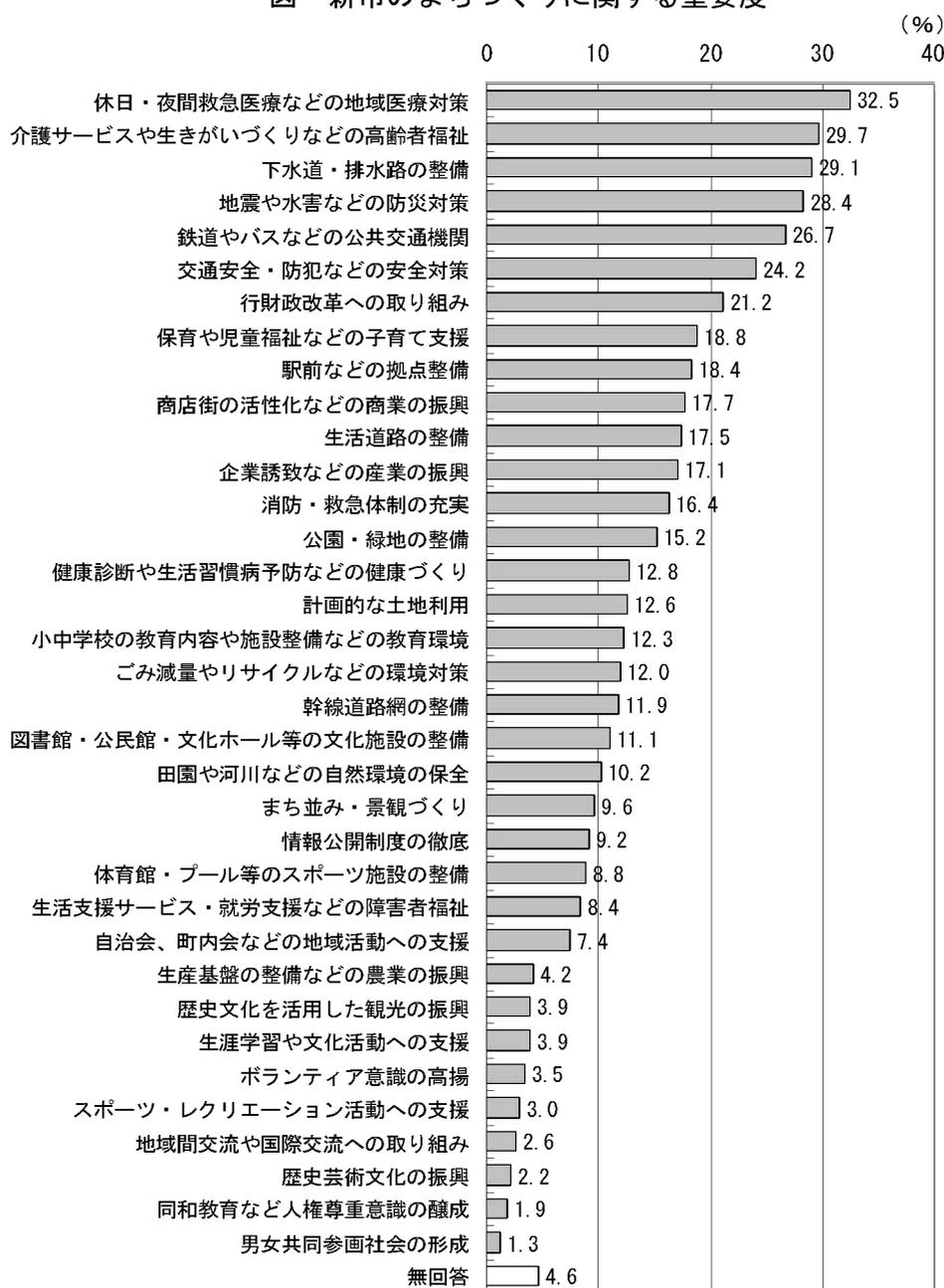
-1.0 -0.8 -0.6 -0.4 -0.2 0.0 0.2



②新市のまちづくりに関する重要度

新市のまちづくりに関して重要と考えることについては、「休日・夜間救急医療などの地域医療対策」(32.5%)、「介護サービスや生きがいつくりなどの高齢者福祉」(29.7%)、「下水道・排水路の整備」(29.1%)、「地震や水害などの防災対策」(28.4%)、「鉄道やバスなどの公共交通機関」(26.7%)といった回答が多くなっています。

図 新市のまちづくりに関する重要度



③満足度と重要度の関連にみるまちづくりの課題

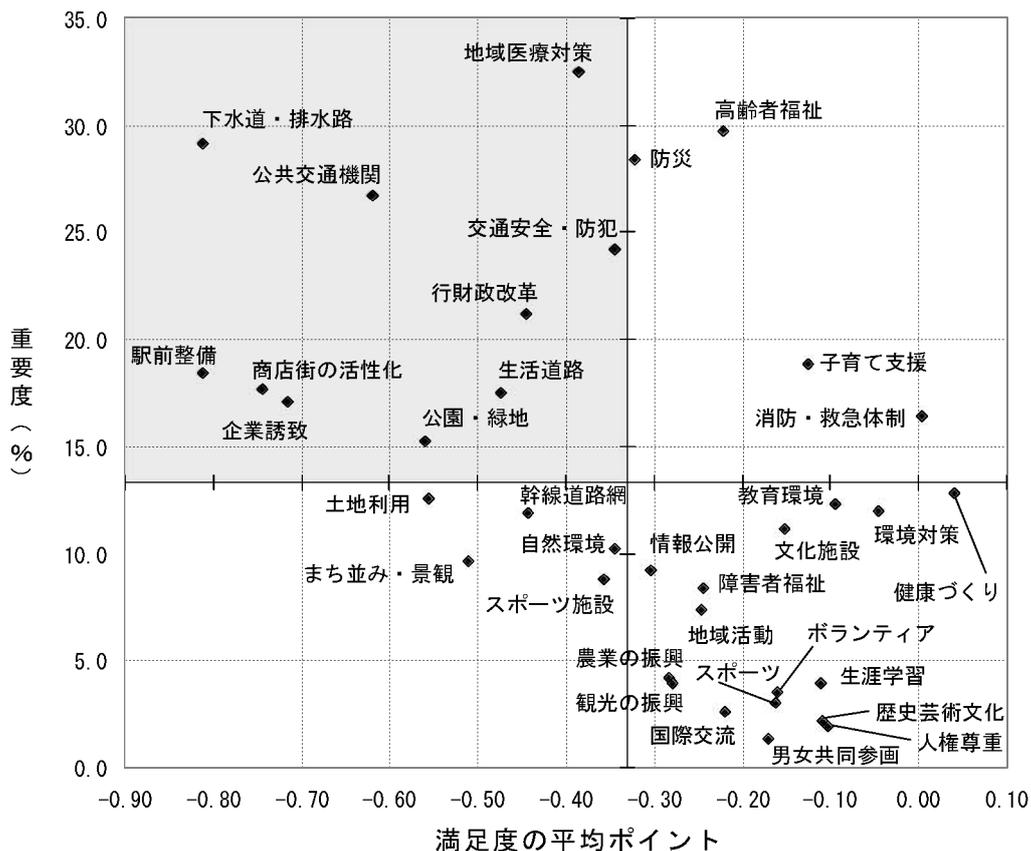
まちづくりの35項目について、重要度が高いにもかかわらず満足度が低い項目を、優先的に改善すべき課題としてとらえます。

満足度の平均ポイントを横軸、重要度を縦軸にとって、各項目の満足度・重要度を散布図で表すと、以下の図のようになります。満足度の平均ポイントが平均点（-0.33）以下で重要度が平均（13.3%）以上であることを示す灰色の領域に含まれるのは、以下の10項目です。

表 新市が優先的に改善すべきまちづくり施策

下水道・排水路の整備	鉄道やバスなどの公共交通機関
駅前などの拠点整備	休日・夜間救急医療などの地域医療対策
商店街の活性化などの商業の振興	企業誘致などの産業の振興
行財政改革への取り組み	交通安全・防犯などの安全対策
公園・緑地の整備	生活道路の整備

図 まちづくり施策の重要度及び満足度の関連図



④その他の調査結果

図 新市が目指すべきまちづくりの基本的な方向性

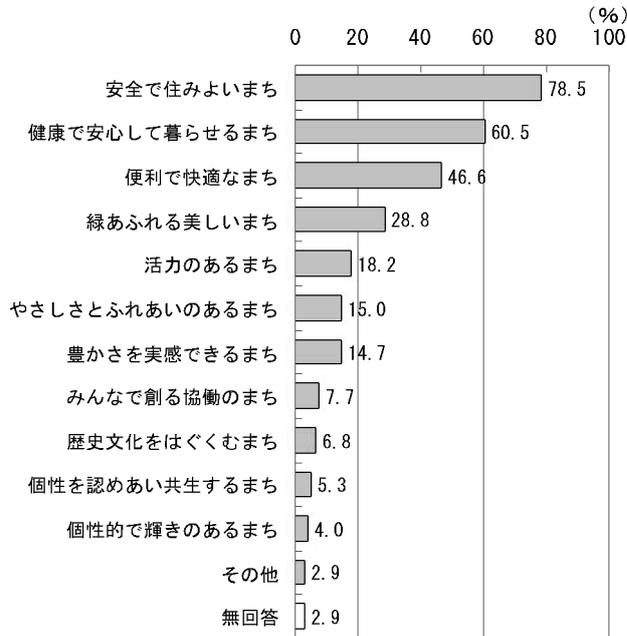


図 新市のまちづくりのキーワード

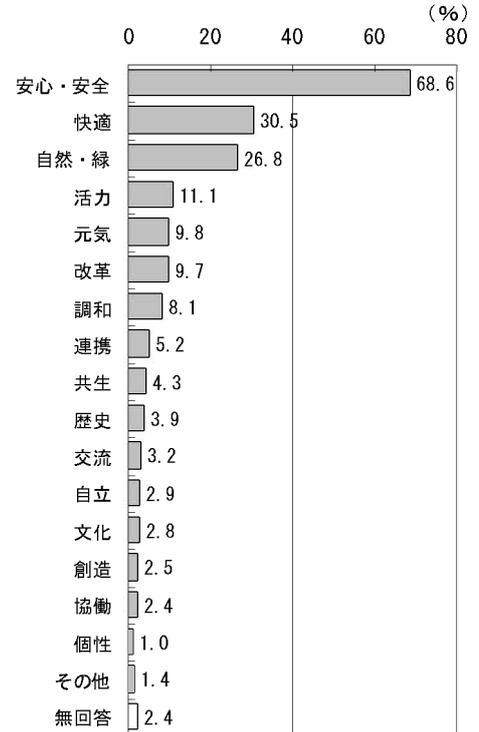


図 合併に期待すること

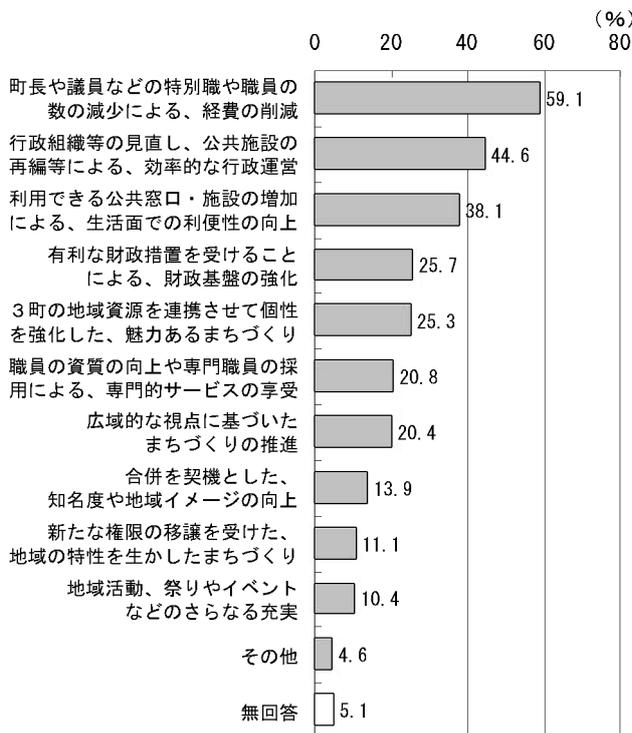
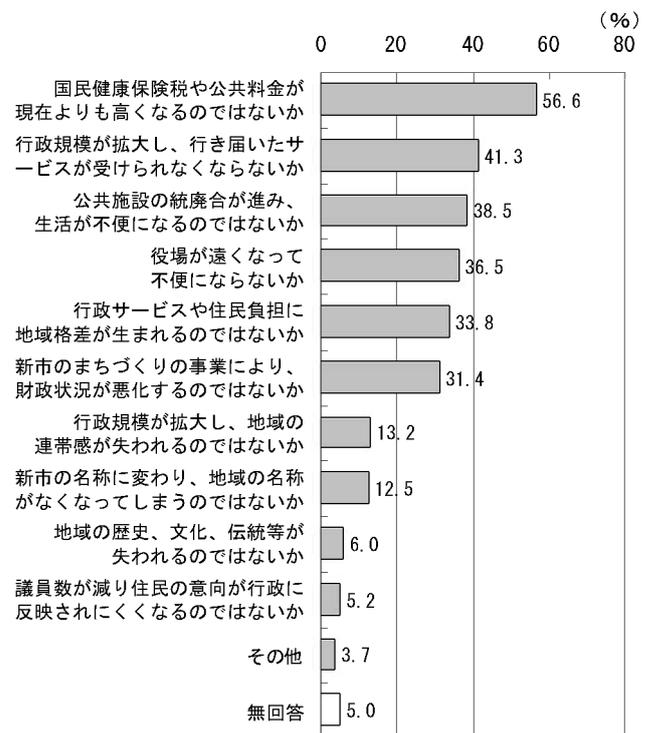


図 合併に際して不安に感じていること



第5章 まちづくりの基本方針

1 新市の将来像

人・歴史・自然が綾なす セーフティー共創都市 “あま”

多様な歴史・文化資源、特徴的な地域資源に恵まれ、さらに大都市名古屋に隣接する新市は、様々な可能性を有するまちといえます。地理的・交通的な好条件などを強みに、個性的で夢のあるまちづくりを市民ぐるみで進めていく時期を迎えています。歴史、文化、自然、伝統的な産業などは、すべて新市の個性的な資源です。これらの魅力を最大限に活かし、新しい価値を創造する新市を創造していくことが大切です。

また、これからの新しいまちづくりには、「地域自らが考え、地域自らが取り組む主体的な地域づくり」という視点が不可欠となります。まちづくりの主役は市民であり、市民自らが夢を持ち、互いに協力し、力を発揮しあいながら、新しいまちづくりの主役となれるまちを実現していく必要があります。そのためには、市民一人ひとりが心身ともに健康を保ち、生きがいと充実感をもつことが必要であるとともに、市民にとって安全、安心、快適な生活環境が確保されたまちであることが大切です。

以上のような考え方を踏まえ、新市がめざすべき将来像を「人・歴史・自然が綾なす セーフティー共創都市 “あま”」とします。安全で安心な「セーフティー都市」を市民と「共」に「創^つ」りあげ、さらに新しい価値を持つ新市へと発展していく願いを表しています。

2 まちづくりの目標

①心身ともに健康で、いきいきと暮らせるまちをつくる

心身ともに健康でいきいきと暮らすことは、全ての市民の願いです。アンケート調査結果では、新市のまちづくりにおいて重要だと思える施策として地域医療対策や高齢者福祉が上位を占めており、保健・福祉・医療へのニーズの高さが伺えます。

1人ひとりの健康づくりを支える保健、医療サービスの充実、地域で生活するすべての人々の多様なニーズに対応できる福祉の充実、心身の健康に大きな影響を与える自然環境保全への取り組みの強化等を通じて、心身ともに健康でいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

②安全が確保され、安心で快適に暮らせるまちをつくる

アンケート調査では、新市がめざすべきまちづくりの方向性として、“安全で住みよいまち”が最も多くの人に望まれています。安全、安心、快適なまちづくりは、新市に求められる基本的な要件といえます。

消防・防災体制の充実、防犯・交通安全対策などを地域と協力して進め、安全が確保された生活環境の実現をめざします。また、計画的なまちづくりの推進により生活環境や交通網を整備し、快適に暮らせる基盤を備えたまちづくりを進めます。

③郷土に誇りと愛着を持てる、魅力あるまちをつくる

七宝、美和、甚目寺町は、七宝焼、戦国武将ゆかりの歴史的資源、甚目寺観音など、多くの歴史・文化資源を持つ地域です。これらを大切に保存するとともに、様々な場面で触れ、親しみ、学習すること等を通じて、郷土に誇りと愛着が持てる心の醸成と、魅力あるまちづくりを進めます。

④自らの力で歩み続ける、活力のあるまちをつくる

活力あるまちづくりには、移動や交流の活発化、産業の振興などが必要です。しかし、アンケート調査では、駅前整備、商店街の活性化、企業誘致、公共交通などの施策への満足度は低く、不満に感じている人が多い状況です。まちの活力と発展を市民が実感できる施策が必要です。

広域交通の利便性と、大都市に近接する立地条件を活かし、新産業の発掘、既存産業の高度化、企業誘致、広域商業拠点の形成などを推進します。あわせて、行政運営の効率化、財政の健全な運用の実現等により、自らの責任と力で発展し続ける、活力のあるまちをつくりま

⑤交流と連携により、一体感のあるまちをつくる

合併後の新市には、旧町単位でのつながりだけでなく、全市としての一体感の形成が求められます。地域住民、企業、ボランティア、NPO、行政等が相互に交流・連携しながら、まちづくり全般に主体的に関わっていくことが大切です。

市民一人ひとりが自覚と責任を持ってまちづくりに参画し、力を発揮できる場づくり、お互いを尊重しあえる人権意識の高揚と男女共同参画の推進、地域間交流や国際交流の推進等により、主体的で、一体感のあるまちづくりを進めます。

3 土地利用の方針

新市の将来像、まちづくりの目標を実現するために、計画的で効率的な土地利用を進めます。各地域の特性を活かし、新市における都市機能の集積、コミュニティの活発化、産業振興などの主要な拠点を明らかにします。

①集落整備ゾーン

集落整備ゾーンは、主に住宅から構成される、市民生活の主要ゾーンです。新市では、住宅がバランスよく配置されています。このゾーンでは、安全・快適で住みやすい住環境を整備していきます。

②農地保全ゾーン

農地保全ゾーンは、主に農地から構成されるゾーンです。新市域の大半は、このゾーンと集落整備ゾーンとが占めています。ほとんどが平地である新市では、全域にわたって優良農地が広がっています。今後も優良農地を保全していくとともに、集落整備ゾーンと良好な関係を保った住み良い環境を整備していきます。

③リバーフロント・レクリエーションゾーン

リバーフロント・レクリエーションゾーンでは、市民が水に親しむことができる環境づくりを進めるとともに、水害対策の強化による災害に強いまちづくりを進めます。

④コミュニティ活性化ゾーン

コミュニティ活性化ゾーンは、新市を特徴づける魅力的なポイントやコミュニティ活性化の拠点的施設等が集積するゾーンです。新市を訪れた人との交流、市民どうしの交流など、多様な交流を活発化する機能を担います。交流と連携により、一体感を高めることができる土地利用を進めます。

⑤都市機能集積ゾーン

都市機能集積ゾーンは、既存の公共施設を基本に、新市の行政機能を担うゾーンです。効率的であり、かつ市民が利用しやすい都市機能の集積を図る土地利用を進めます。

⑥工業振興ゾーン

工業振興ゾーンは、既存工業の集積に加えて、新たな企業立地をめざすゾーンです。交通網との関係も踏まえ、自らの力で歩み続けられる活力あるまちを実現できる土地利用を進めます。

⑦商業振興ゾーン

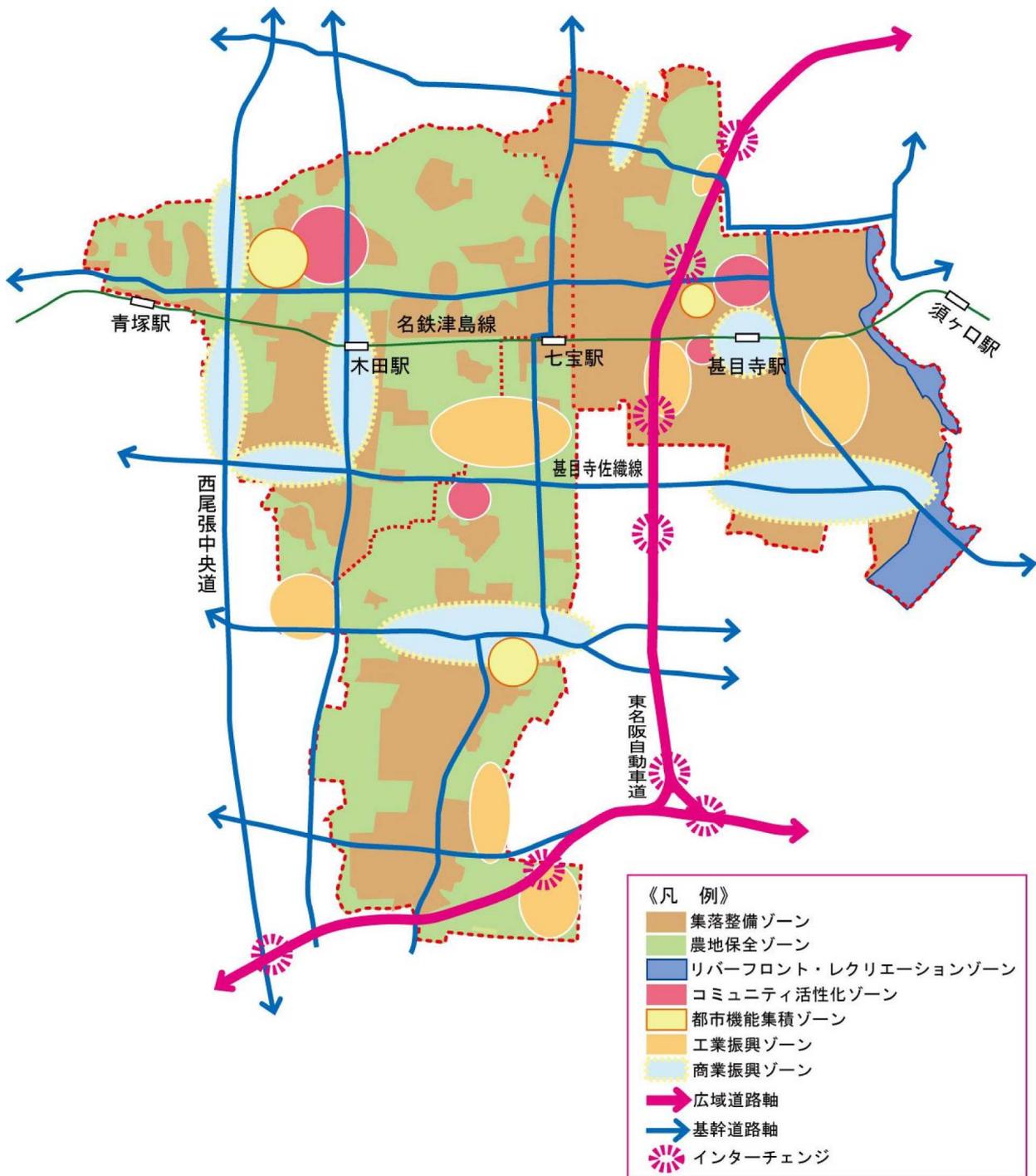
商業振興ゾーンは、主に駅周辺と幹線道路沿いに展開しています。既存の商業集積を基本に、他産業との連携や地域の魅力ある資源等の活用による商業振興をすすめる土地利用を進めます。

⑧交通網の整備

既存の広域交通網（東名阪自動車道、名鉄津島線）を軸に、その機能を新市の活力につなげることができる土地利用を進めます。

また、近隣地域との交流軸、地域内の交流軸となる交通網を整備・確保できる土地利用を進めます。

土地利用イメージ図



※この「土地利用イメージ図」は、3町の都市計画マスタープラン等における土地利用の方針を基本に作成したものです。

第6章 新市の主要施策

第1節 新市の主要施策の体系

まちづくりの目標	主要施策	
1 心身ともに健康で、いきいきと暮らせるまちをつくる	1-1 健康づくりを支える各種サービスの充実	○健康づくりの推進 ○医療体制の充実
	1-2 多様な福祉サービスの充実	○地域福祉の推進 ○高齢者福祉の充実 ○障がい者（児）福祉の充実 ○子育て支援施策の充実 ○社会保障制度の適切な運用
	1-3 美しい自然環境の保全	○自然環境の保全 ○環境保全体制の構築
2 安全が確保され、安心して快適に暮らせるまちをつくる	2-1 安全を守る消防・防災体制の充実	○消防・防災体制の強化 ○河川・排水対策の強化
	2-2 安心して暮らせる防犯・交通安全対策の充実	○防犯対策の推進 ○交通安全対策の推進
	2-3 快適で安心して暮らせる生活環境の整備	○魅力ある都市景観の整備 ○良好な住環境の整備 ○循環型社会の形成 ○上水道事業の充実と下水道の整備
	2-4 安全で快適な交通網の整備	○公共交通サービスの充実 ○道路・交通体系の整備 ○駅周辺の整備
3 郷土に誇りと愛着を持てる、魅力あるまちをつくる	3-1 大切な地域文化の継承と発展	○歴史と伝統のある地域文化の継承と振興 ○文化に親しむ意識と環境づくり
	3-2 市民の活力を高める生涯学習の推進	○生涯学習環境の整備・充実 ○スポーツ・レクリエーションの充実
	3-3 次世代の生きる力をはぐくむ教育等の充実	○幼児教育の充実 ○学校教育の内容充実 ○学校施設の整備・充実 ○青少年の健全育成
4 自らの力で歩み続ける、活力のあるまちをつくる	4-1 活力を生む地域産業の振興	○地域商工業の振興 ○新産業の振興 ○農業の振興 ○観光の振興 ○勤労者福祉の充実
	4-2 持続的な行財政改革の推進	○行財政改革の推進 ○広域行政の推進
5 交流と連携により、一体感のあるまちをつくる	5-1 一体感を生む市民協働の推進	○市民協働によるまちづくりの推進 ○情報提供・情報公開の推進
	5-2 お互いの人権を尊重する意識の普及	○人権の尊重 ○男女共同参画の推進
	5-3 多様な交流の促進	○地域間交流の促進 ○国際交流の促進

第2節 まちづくりの目標に基づく主要施策

1 心身ともに健康で、いきいきと暮らせるまちをつくる

1-1 健康づくりを支える各種サービスの充実

全ての住民が自らの健康についての自覚を深め、継続的で主体的な健康づくりに取り組めるよう支援します。各種保健サービスの充実や情報提供などによる健康づくりへの支援、医療機関との連携等による医療体制の充実などを進めます。

《主な取り組み》

主要施策	事業概要
○健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none">● 各種健診・予防接種等の充実● 健康づくりイベントの実施● 健康づくりに関する情報提供の充実● 感染症等に関する正しい知識の普及・啓発● 健康日本21 地域計画の策定
○医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none">● 医療機関との連携● かかりつけ医の促進● 休日診療・救急医療体制の充実● 公立尾陽病院への支援

1-2 多様な福祉サービスの充実

誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域福祉活動の促進等による共助型の地域福祉社会づくりに努めます。

高齢者、障がい者（児）、子育て家庭のニーズに応じた福祉サービス等の充実を図るとともに、ひとり親家庭への支援、社会保障制度の適切な運用による支援を行います。また、子どもの遊び場づくりなど、子どもの健全な成長のための支援および環境づくりに努めます。

《主な取り組み》

主要施策	事業概要
○ 地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉推進体制の構築 ● 地域福祉活動の促進と活動団体との連携 ● 地域福祉推進の意識啓発 ● 地域ボランティア事業の推進
○ 高齢者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の生きがい活動への支援 ● 介護予防の充実 ● 介護サービスの充実 ● 高齢者の権利擁護の推進 ● 地域包括支援センターの機能強化
○ 障がい者（児）福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がい者の生活支援 ● 障がい福祉サービス等の充実 ● 交流機会づくりと社会参加への支援 ● 障がい者の権利擁護の推進
○ 子育て支援施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て支援事業等の充実 ● 仕事と子育てとの両立支援施策の充実 ● 子どもの遊び場の整備・確保 ● 医療費助成事業の充実 ● ひとり親家庭等の自立への支援
○ 社会保障制度の適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険制度の健全な運用 ● 長寿医療制度の健全な運用 ● 介護保険制度の健全な運用

1-3 美しい自然環境の保全

環境学習の充実、生態系ネットワークの形成等を通じて自然環境の保全や生物多様性の減少等の地球環境問題への関心を高めることにより、日常生活レベルでの取り組みから環境保全活動への参加・参画まで、市民参加による環境保全活動の充実を図ります。

《主な取り組み》

主要施策	事業概要
○ 自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 公害予防対策の充実 ● 環境学習の充実
○ 環境保全体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民参加による監視体制の構築 ● 環境保全活動の推進 ● 新エネルギー（太陽光発電等）の活用・促進

2 安全が確保され、安心して快適に暮らせるまちをつくる

2-1 安全を守る消防・防災体制の充実

消防・防災体制、河川の排水対策の強化などにより、災害に強い安全なまちをつくります。

消防・防災体制については、地域の消防団や自主防災組織等、地域の住民の参加による体制の強化を図ります。河川環境については、水に親しむ環境を整備する等、その有効活用に努めます。

《主な取り組み》

主要施策	事業概要
○ 消防・防災体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域防災計画の策定 ● 広域消防・常備消防・救急体制の強化 ● 地域における消防・防災体制の強化 ● 防災体制の充実・強化 ● 防災拠点の整備・充実 ● 公共施設の耐震化 ● 災害時要援護者支援体制の充実
○ 河川・排水対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ● 排水施設の整備 ● 公共下水道（雨水）の整備 ● 排水路及び調整池の整備 ● 河川環境の整備 ● 親水空間の整備

2-2 安心して暮らせる防犯・交通安全対策の充実

防犯や交通安全への市民の意識を高めるとともに、市民参加による防犯・交通安全活動等を通じて、安全で、安心して暮らせる環境の実現をめざします。

《主な取り組み》

主要施策	事業概要
○ 防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 防犯灯の整備 ● 防犯意識の高揚 ● 地域における防犯活動の充実
○ 交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 交通安全意識の高揚 ● 交通安全教育の充実 ● 交通安全施設の整備

2-3 快適で安心して暮らせる生活環境の整備

地域の特性を活かしつつ、自然環境にも配慮した計画的な土地利用を進め、魅力的な都市景観の形成を図ります。また、公園の整備等による住環境の整備、分別排出やりサイクルの充実等による循環型社会の形成への取り組み、上下水道事業の充実等による生活環境の向上等を図ります。

《主な取り組み》

主要施策	事業概要
○ 魅力ある都市景観の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画的な土地利用の推進 ● 良好な都市景観の形成 ● 土地区画整理事業の推進 ● 公共施設等の緑化
○ 良好な住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 公園・緑地の整備
○ 循環型社会の形成	<ul style="list-style-type: none"> ● 分別排出の徹底・ごみの減量化の推進 ● リサイクル活動の充実
○ 上下水道事業の充実と下水道の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全な水の安定供給の確保 ● 排水路の整備 ● 公共下水道の整備 ● 河川の水質保全対策の充実

2-4 安全で快適な交通網の整備

市内の交通アクセスの向上を図る公共交通サービスの充実、安全な道路環境の改善、駅や広域交通等へのアクセス向上等により、安全で快適な交通網の整備を図ります。

《主な取り組み》

主要施策	事業概要
○ 公共交通サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 巡回バスの整備検討 ● 駅等へのアクセスの利便性向上
○ 道路・交通体系の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活道路の整備 ● 交差点の改良 ● 都市計画道路の整備 ● 広域道路交通網の有効活用
○ 駅周辺の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 駅周辺の環境整備

3 郷土に誇りと愛着を持てる、魅力あるまちをつくる

3-1 大切な地域文化の継承と発展

地域の歴史と伝統に関心を持ち、大切に継承していくことができるよう、市民ぐるみでの取り組みの推進、文化等に触れる機会の充実等に努めます。

《主な取り組み》

主要施策	事業概要
○歴史と伝統のある地域文化の継承と振興	<ul style="list-style-type: none"> ●文化財の保護と活用 ●歴史的財産・伝統文化の継承と振興 ●七宝焼の伝承 ●地域文化を継承するひとづくり
○文化に親しむ意識と環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●芸術や文化にふれる機会づくり ●芸術・文化団体への支援

3-2 市民の活力を高める生涯学習の推進

市民が、生涯にわたり学習やスポーツ活動に取り組むことができるよう、活動拠点の整備・充実、多様な学習機会の確保等を図り、心身ともに健康で活力あふれる市民生活を支援します。

《主な取り組み》

主要施策	事業概要
○生涯学習環境の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ●生涯学習活動拠点の整備・充実 ●生涯学習施設のネットワーク形成 ●多様な学習機会の確保 ●図書館の充実と活用の促進
○スポーツ・レクリエーションの充実	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実 ●軽スポーツに親しめる環境づくり ●スポーツ大会やイベント等の実施・充実 ●スポーツ団体との連携

3-3 次世代の生きる力をはぐくむ教育等の充実

子どもたちの個性を育む特色あるプログラムの研究と実践、学校施設の充実、子どもたちの多様な活動機会づくりなどを推進し、学校教育の充実に努めます。

同時に、家庭や地域の力を高め、質の高い幼児教育の充実に努めるとともに、青少年の健全育成活動の展開を図り、次世代を育む教育等の充実に努めます。

《主な取り組み》

主要施策	事業概要
○ 幼児教育の充実	<ul style="list-style-type: none">● 家庭の教育力の向上● 幼児教育の充実
○ 学校教育の内容充実	<ul style="list-style-type: none">● 特色ある教育プログラムの研究と実践● 課外活動への支援の充実● 特別支援教育の充実● 適応指導教室の充実
○ 学校施設の整備・充実	<ul style="list-style-type: none">● 学校施設の安全性の向上● 学校施設の充実・改良● 給食センター整備の検討● 教育・学習資料等の確保・充実
○ 青少年の健全育成	<ul style="list-style-type: none">● 社会参加活動の推進● 地域ぐるみによる健全育成体制の構築

4 自らの力で歩み続ける、活力のあるまちをつくる

4-1 活力を生む地域産業の振興

七宝焼産業等、特徴ある地域商工業の振興を図るとともに、それを核とした新産業の振興をめざします。また、商工業、農業、観光などが互いの良さを活かして付加価値の高いサービスを提供できるよう、相互連携の強化を図ります。

また、勤労者生活の向上に向けて、雇用機会の創出や就業環境の整備等、勤労者福祉の充実に努めます。

《主な取り組み》

主要施策	事業概要
○ 地域商工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ● 七宝焼等地場産業の振興 ● 企業誘致、企業間交流の促進 ● 商工団体との連携 ● 地域のブランド力の向上
○ 新産業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業誘致のための用地確保 ● 地域産業と連携した特産品の開発 ● 新産業の立地促進
○ 農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業基盤の整備・充実 ● 遊休農地の有効活用 ● 農業団体との連携 ● 担い手の育成支援 ● 高品質・高付加価値農業の推進 ● 販売体制づくり・地産地消の推進
○ 観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光交流拠点の整備・充実 ● 情報提供の充実 ● 観光ルートの設定
○ 勤労者福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 就業対策の推進 ● 労働環境の向上

4-2 持続的な行財政改革の推進

事務事業の改善と効率化、健全な財政運営など、持続的な行財政改革に努め、効果的で効率的な行財政運営を進めます。また、周辺自治体との連携により、広域的な行政展開に努めます。

《主な取り組み》

主要施策	事業概要
○ 行財政改革の推進	<ul style="list-style-type: none">● 新市総合計画の策定● 組織・機能の合理化● 行政評価システムの推進● 定員適正化計画の策定● 公会計制度の導入● 公共施設の維持管理の効率化● 受益者負担の適正化● 市庁舎の整備
○ 広域行政の推進	<ul style="list-style-type: none">● 広域連携の強化● 広域行政組織への参画

5 交流と連携により、一体感のあるまちをつくる

5-1 一体感を生む市民協働の推進

市民協働による行政運営体制の構築、情報提供・情報公開の推進等により、市民協働によるまちづくりを進めます。

また、交流イベント等を併せて行い、全市民の一体感を高める市民協働を推進します。

《主な取り組み》

主要施策	事業概要
○市民協働によるまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●市民協働推進体制の構築 ●NPOやボランティアとの連携 ●まちづくり研修・情報提供の充実 ●コミュニティ活動等の活発化 ●全市域交流イベントの実施
○情報提供・情報公開の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●行政情報開示の充実 ●広報・ホームページ事業の充実 ●新市生活ガイドの発行

5-2 お互いの人権を尊重する意識の普及

全ての市民がお互いを尊重し、能力を発揮しあいながら様々な分野に参画できるよう、人権教育や啓発、相談事業等の充実に努めます。同時に、男女共同参画の考え方による施策の推進に努めます。

《主な取り組み》

主要施策	事業概要
○人権の尊重	<ul style="list-style-type: none"> ●人権教育・啓発事業の充実 ●人権についての相談窓口の充実 ●人権関係団体との連携
○男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画意識の普及・啓発 ●あらゆる分野への女性の参画促進 ●女性団体等との連携

5-3 多様な交流の促進

地域組織間のネットワーク化、地域文化交流イベントの開催、国際交流・国際教育の推進など、地域の活力を高める多様な交流の促進に努めます。

《主な取り組み》

主要施策	事業概要
○ 地域間交流の促進	<ul style="list-style-type: none">● 地域組織間のネットワーク化● 地域文化交流イベントの開催
○ 国際交流の促進	<ul style="list-style-type: none">● 国際交流事業の実施● 国際交流団体との連携

第7章 新市における愛知県事業の推進

愛知県は新市の施策と連動しながら、以下に掲載する事業を実施又は検討していくことにより、新市のまちづくりを積極的に支援していきます。また、市町村合併特例交付金による財政支援を行います。

<p>交流と連携による一体感を育む道路の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■都市計画道路名古屋津島線 <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋環状2号線西側～県道須成七宝稲沢線区間（七宝工区）の整備 ・県道須成七宝稲沢線～都市計画道路安松鷹居線(桂・川部地区)の整備推進 ・下田地区の整備推進 ■一般県道津島七宝名古屋線 <ul style="list-style-type: none"> ・交差点改良事業（歩道の整備、右折帯設置）（伊福・下之森地区の整備） ■都市計画道路富塚桂線の整備検討（富塚地区） ■主要地方道一宮蟹江線の整備検討（蜂須賀地区） ■一般県道給父清須線の整備（方領地区） ■都市計画道路西今宿東条線の整備（甚目寺地区） ■主要地方道甚目寺佐織線の整備推進（坂牧地区）
<p>安全で快適な河川環境の実現</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■蟹江川 <ul style="list-style-type: none"> ・護岸の整備推進（安松・下田・川部・篠田地区） ■福田川 <ul style="list-style-type: none"> ・護岸の整備（小切戸川接続右岸、秋竹橋付近右岸、名阪北福田橋南左岸、開拓橋付近右岸） ・護岸の整備推進（土吐川合流点～名古屋市上水道管理橋） ・小切戸川接続点の付帯工事 ・方領橋、八幡橋の改築及び護岸改修 ・名古屋市上水道管理橋架替の検討 ・新居屋排水機場の樋門工事の検討 ■五条川（上萱津・西今宿・栄地区） <ul style="list-style-type: none"> ・河床掘削 ・護岸の整備 ・名鉄津島線五条川橋梁の改築
<p>美しい水環境の保全と活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■日光川下流流域下水道整備事業の推進 ■水環境整備事業（沖之島・遠島地区） <ul style="list-style-type: none"> ・排水路改修の検討 ・親水、景観及び生態系保全のための整備検討 ■地盤沈下対策事業 <ul style="list-style-type: none"> ・排水路改修・橋梁架替（日光川二期地区） ■用排水施設 <ul style="list-style-type: none"> ・用排水施設整備事業（萱津井筋）

第8章 公共的施設の適正配置と整備

公共的施設の適正配置と整備については、新市全体のバランス、地域特性、財政事情などを考慮するとともに、市民の意向に十分配慮した活用を検討していきます。当面は、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう配慮し、既存の施設を最大限に活用していきます。今後は、既存施設の相互利用、施設の機能分担、民間委託等による管理運営方法の導入等についても検討していきます。

新市の庁舎については、当分の間、美和町役場を本庁舎、七宝町役場及び甚目寺町役場をそれぞれ分庁舎として活用するとともに、各庁舎に市民窓口を設けるなど、電算処理システムの統合と各施設間のネットワークを構築することにより住民サービスの低下を招かないよう十分配慮します。

なお、将来の新庁舎については、住民の利便性と効率性の観点から、早期の本庁方式への移行が望まれるため、合併後3年を目途に5年以内を目標に、新市の中心付近である主要地方道甚目寺・佐織線沿いの七宝地内を最適地として、経費節減のためにも新築ではなく、既存の公共施設等を活用（改修等）し、整備を図ります。

第9章 新市の財政計画

1 基本的な考え方

新市の財政計画は、平成20年度の決算見込みを基礎として、歳入・歳出の項目ごとに、過去の実績や今後の人口推移等を勘案して、平成22年度から平成31年度までの10年間について、普通会計ベースで作成しました。

計画の作成にあたっては、現行の制度を踏まえ、将来に渡って健全な財政運営を行うことを基本として、国からの財政支援措置を盛り込むとともに、合併による歳出の削減効果等を反映させ推計しています。

2 財政計画

2-1 歳入

①市税

現行の税制度を基本に、過去の実績や将来人口推計の推移等を踏まえて推計しています。

②地方譲与税・交付金等

地方譲与税、県税交付金、地方特例交付金等について、過去の実績等により推計しています。

③地方交付税

現行の制度に基づいた算定を基本に、過去の実績等により推計しています。また、普通交付税については算定特例（合併算定替）と合併直後の臨時的経費に対する普通交付税措置（合併補正）を見込んで推計しています。

④国・県支出金

過去の実績等を踏まえるとともに、市になると新たに生じる生活保護費等を見込んで推計しています。また、基本計画主要事業に係る財源を見込んで推計しています。

⑤繰入金

歳入不足分を基金からの繰り入れにより推計しています。

⑥繰越金

過去の実績等により推計しています。

⑦市債

普通建設事業費などの見込みを踏まえて推計しています。また、現行制度に基づく臨時財政対策債を見込んで推計しています。

なお、地方債の借入れについては後年度の償還負担を勘案し、必要最小限の借入れにとどめています。

⑧その他の歳入

過去の実績等により推計しています。

2-2 歳出

①人件費

合併に伴う特別職、議会議員などの削減効果に併せ、一般行政職については、退職者の補充率90%で推計しています。

②扶助費

過去の実績、人口推計等を踏まえるとともに、市になると新たに生じる生活保護等に係る経費を見込んで推計しています。

③公債費

各町のこれまでの借入に対する償還額に、新たな借入に対する償還額を見込んで推計しています。

④物件費

過去の実績等を踏まえるとともに、合併による事務経費の削減効果を見込んで推計しています。

⑤維持補修費

過去の実績等により推計しています。

⑥補助費等

過去の実績等を踏まえるとともに、合併による統合効果を見込んで推計しています。

⑦積立金

過去の実績等により推計しています。

⑧投資及び出資金、貸付金

過去の実績等により推計しています。

⑨繰出金

過去の実績等により推計しています。

⑩普通建設事業費

各町の既存の計画に基づく事業量を見込んで推計しています。

基本計画主要事業に係る経費を見込んで推計しています。

新市財政計画

単位:百万円

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
	総額	総額	総額	総額	総額	総額	総額	総額	総額	総額	
市税	10,396	10,444	10,329	10,364	10,399	10,294	10,329	10,367	10,261	10,297	103,480
地方譲与税・交付金等	1,524	1,524	1,524	1,524	1,524	1,524	1,524	1,524	1,524	1,524	15,240
地方交付税	2,722	2,726	2,844	2,839	2,824	2,687	2,473	2,249	2,134	1,903	25,401
国・県支出金	3,577	3,535	3,762	3,620	3,730	3,770	3,910	3,969	4,067	4,075	38,015
繰入金	930	702	561	886	871	1,189	1,413	1,549	1,684	1,854	11,639
繰越金	1,329	1,329	1,329	1,329	1,329	1,329	1,329	1,329	1,329	1,329	13,290
市債	1,320	1,307	1,015	790	790	908	792	692	600	506	8,720
その他の歳入	1,551	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	1,550	15,501
歳入合計	23,349	23,117	22,914	22,902	23,017	23,251	23,320	23,229	23,149	23,038	231,286

歳 出	人件費	3,903	3,746	3,735	3,723	3,746	3,791	3,719	3,697	3,720	37,505
	業務扶助費	3,819	3,922	4,025	4,128	4,231	4,334	4,540	4,643	4,746	42,825
	公債費	1,868	2,009	2,090	2,167	2,121	2,061	2,172	2,122	2,090	20,833
	小計	9,590	9,677	9,850	10,018	10,098	10,186	10,431	10,462	10,556	101,163
	物件費	4,302	4,269	4,254	4,204	4,179	4,137	4,039	3,966	3,875	41,321
	維持補修費	139	139	139	139	139	139	139	139	139	1,390
	補助費等	3,165	3,143	3,121	3,099	3,077	3,055	3,013	2,992	2,972	30,671
	積立金	1,182	1,182	1,182	1,182	1,182	1,182	1,182	1,182	1,182	11,820
	投資及び出資金、貸付金	130	130	130	130	130	130	130	130	130	1,300
	繰出金	2,421	2,482	2,546	2,610	2,674	2,732	2,854	2,916	2,979	27,007
	普通建設事業費	2,420	2,095	1,692	1,520	1,538	1,690	1,441	1,362	1,205	16,614
	歳出合計	23,349	23,117	22,914	22,902	23,017	23,251	23,229	23,149	23,038	231,286

新市基本計画

(合併市町村基本計画)

平成 21 年 9 月

七宝・美和・甚目寺町合併協議会

〒497-8522 愛知県海部郡七宝町大字桂字城之堀 1 番地 (七宝町役場 2 階)

電話 052-441-7111 FAX 052-443-2571

ホームページ: <http://www.town.shippo.aichi.jp/gappeikyo/index.html>

E-mail: gappeikyo@town.shippo.lg.jp